

平成 26 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市民福祉部長	齋 藤 洋
農林水産建設部長	佐 藤 正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガス水道局長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	防 災 課 長	土 門 保
健康推進課長	鈴 木 啓	子育て長寿支援課長	佐 藤 リサ子
福 祉 課 長	阿 部 聖 子	農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	商 工 課 長	山 田 克 浩
教育総務課長	池 田 昭 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成26年12月10日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。初めに、12番小川正文議員の一般質問を許します。小川議員。

【12番（小川正文君）登壇】

●12番（小川正文君） おはようございます。さきに提出をしておりました通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

私の一般質問は、農業についてであります。

今年の秋田県の米価、9月に発表されました。全国的な米余りの中で、「あきたこまち」8,500円、「ひとめぼれ」8,000円、これはあくまで概算金であります。今後の動向次第ではもう少し上がるのではないかと期待をしておりますが、いまだかつてない低価格となっております。

平成24年度農林水産省が公表しております、米の10アール当たりの生産コスト、物財費（肥料、種苗、水利費）、労務費（雇いを含む）、その他（土地賃借代、利子）で、14万967円となっております。今年は平成26年度ですから、資材、肥料等の高騰を考慮しますと、15万円を超えるのではないかと考えております。私が住んでいる院内地区の1反歩当たりの単収は、570キロ、9俵半ということであります。これを、今年の収入といいますか、概算金のままで換算しますと、7万6,000円ということになります。会社で言えば、赤字経営をしながら、森を守り、水を守り、環境を守り、地域を支えていると言っても、過言ではないと思います。

今、にかほ市の農業を支えているのは60代の人たちです。先日の議会報告会においても、農業の今後に対して悲観的な声がたくさんありました。今農業に携わっている我々が夢を持たない中で、果たして、子や孫にこのような状況の中で夢を持たせることができるのであろうか。生活すること

ができるのであろうか。非常に疑問に思っております。

大潟村の6月議会の一般質問の中で、その頃まだ買入れ価格が分からない中で、もし米価が1万円を切った場合、質問した議員は、15ヘクタールある自分の田を全部貸し付けて作ってもらう方が、所得があるという発言をしております。あの全国的なモデル農村となっている大潟村でさえも、そういう状況であります。農家そのもの自体が大きな岐路に立っていると思われる発言であります。

一方、担い手のいる意欲のある農家にとっては、今の政策では規模拡大の大きな機会でもありません。政権が代わるたびに政策が変わり、果たしてその政策に対応できるのか。我々農家は一喜五憂ぐらいしながらも、補助金等がなければ経営を持続していくことは難しい状況であります。現在、にかほ市で実施している政策、それから、これから行われるであろう政策について質問をしております。

一つ目は、土づくり実証米についてであります。

平成25年度分で、1反歩当たり3,940円の経費がかかります。市の助成金、これも平成25年度分でありますけれども、300円となっております。米の値段が下がることによって、農家の負担といえますか、米に対する負担率が増えております。来年度も補助することと思っておりますが、今年も含めて補助金のアップはできないものでしょうか。また、実証米、実施してから15年ぐらい経ちましたけれども、効能を含めて市としての評価についてはどのように考えているのか、伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの一般質問、よろしく願いをいたします。

それでは、小川正文議員の御質問にお答えをいたしますが、今回の米の概算金、本当に私どもも憂慮する事態であるなど、そのようにまずは考えるところでございます。

御質問の土づくり実証米についてでございます。

御承知のように、平成13年度より、秋田しんせい農協が実施している高品質良食味米生産による売りきり米づくり、この運動の支援として、土づくり肥料「大地の息吹」を使用し、土づくり実証米の生産に取り組む農家に対しまして、市がわずかではありますが助成をしてきたところでございます。また、平成24年度からは、秋田しんせい農協が自前のペレット製造施設で製造した豚ふん、ペレット堆肥と地づくり肥料「大地の絆」を用いて、高品質だけではなく資源循環にも配慮した生産体制を推進し、土づくり実証米としてブランド化されまして、今年の米についても全量販売計画が結ばれている状況でございます。現在、市の補助金は10アール当たり——1反歩当たり300円ありますが、秋田しんせい農協では、米の検査で土づくり実証米の基準、1等米でタンパク質が6.5%以下を目指したお米に対しては、60キロ当たり320円、満たさない場合においても220円上乗せして支払うこととなります。市といたしましても、これまでの販売契約と価格等の実績を考慮し、付加価値があるブランド米として高く評価されていることから、補助単価については今後、同様に由利本荘市も一緒にやっておりますから、由利本荘市、農協と協議を重ねながら検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） 検討を重ねるということでありましたけれども、全量売り切るということも、私、今日、今初めて聞いたんでありますけども、今回、県内です、米の助成に対して二つの市で200円ほど上乗せされました。私どもも少しは、この件についてですよ、市で検討なされたものかどうか、その点について伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 行政で上乗せができないかということを検討されたかということですが、ある政党からそうした要請もございました。ただ私たちは、やはり将来につながるような形の農家支援をしていきたい。例えば、一つは収益性の高い農作物等を通して複合経営に取り組んでいきたい。これについては、色んな形で支援もこれからさらに充実していかなければならないと思っております。同時に、経営体、集落営農などの経営体を強化する、そういう形のものの支援もしていかなければならないと思っております。先ほど申し上げましたように複合経営をやるには、やはり私は組織が大きくなって充実したほうが、これまた効果が現れてくるのではないかなという考え方で、組織の強化につながるような支援をしていきたい。それから、今回のナラシ対策についても、御承知かと思いますが、20%以上下落した場合はならし対策はあるわけですが、それでも下落幅の20%しか補填されません。ナラシ対策では。ですから、これは、全農を初めJA全体が今国の方に、このナラシ対策の上乗せを要望しているわけでありまして——今年産米については、このあたりをですね、何とか実現してほしいな。国の方で少し補填してほしいなというふうに思うわけでありまして。ただ、いずれにしましても、米余りの状況はこれからも変わりありません。ありませんので、来年の米については必ず転作面積の拡大がついてきますので、そういうことも含めて、今、衆議院の総選挙が行われておりますけれども、そういう公約の中にナラシ対策とは別の、例えば収益を補償するようなセーフティーネット、そうしたことも構築すべきだという議員もおりますし、そうしたことができなければありがたいなと、そのように思っております。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） 市長から4問目まで答えてもらいまして、大体似たような内容、私書いているんですが、改めてその点だけはお聞きしますけども、次の質問に入ります。

その前に、是非ですよ、検討してもらいたい。こういう状況であります。というのはやはり、市長、営農集落、あるいは複合経営といいますけども、やはり65歳以上の人が農業に携わっているわけでありまして。よく話を聞きますと、私の代で終わりだという人が多いわけでありまして。後継者がいないと。まあ行けるとこまで行こうと、私もそうであります。そういう農家が多いわけでありまして。そういうことを含めると、やはり生活できるような範囲で、補助金が出せる範囲で、一般会計から私出すのはどうかと思いますけれども、その点を含めて、できるだけ支援をお願いしたい。

またですよ、これ全部ですよ、土づくり実証米に入っていない農家もいるわけでありまして。そういう農家についてですよ、今度はやはり補助的なものも出す必要があるのではないかと思います。というのは、80%の人しか、これ土づくり実証米やっていないわけでありまして。その辺についてもですよ、できるだけ補助がありましたら、補助率も含めてですよ、検討してもらいたいと、そう思っております。

次の質問に入ります。次の質問は、二つ目でありますけども、中山間地域等直接支払交付金事業についてであります。

現在、28協定あるようであります。一つ目の、一つ、二つ、三つということで一般質問の中で、そういうふうな規格でありますので、三つほど申し上げます。

今年度で5ヵ年を経過しますが、来年度以降はどのようなになるのか。

横岡地区の中山間地域の測量について、今年度、予算が計上されておりましたけれども、その内容について。

三つ目、市長の判断で中山間地域等の対象とできる条件があります。一つは、緩傾斜農用地、田んぼでいきますと100分の1以上の20未満、畑8度以上15度未満ということであります。これが一つであります。二つ目が、高齢化率が高く、40%以上であります。耕作放棄地が高い。これは田が8%、畑が15%以上ということになっております。この要件の中で、市町村の判断で対象とできるというような内容になっておりますけども、その点についてどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 二つ目の御質問でございます中山間地域等直接支払交付金事業の関係する御質問については、担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、お答えいたします。

中山間地域等直接支払につきまして、来年度以降につきましての御質問でありますけども、平成26年度が、今年度ですけども第3期の最終年度となっており、平成27年度からは多面的機能支払、環境保全型農業直接支援と合わせまして、日本型直接支払制度として法が整備されることになっております。平成27年度以降についても第4期対策として継続されることが予定されておりますが、現在、国から詳細な制度は示されてない状況であります。今後は、県、国からの情報収集に努め、早めに農家の皆さんへの制度内容をお知らせしたいと考えています。

二つ目の、横岡ということになってますけども、実際は大森地区なんです。大森地区についての測量の内容でありますけども、これまで大森地区は多面的機能支払制度のみが対象になっておりました農地を、中山間制度でも該当させようと大森集落が自前で同地を測量したところ、対象になる旨のことから、市への申請がありました。そこで、その要件を満たしているかどうかを確認するために市で測量を委託したものであります。規模的には約47ヘクタール、工期は来年の3月末まで測量することにしています。そして、平成27年度から中山間地域の対象地区に入れるという計画でしております。

それから、三つ目の市長の判断で中山間地域等の対象とできる条件でありますけども、中山間地域交付金の対象地域は、特定山村法や、あるいは山村振興法など八つの法指定地域のほか、法指定地域に隣接している場合などは知事特認として地域が対象となります。原則としまして、対象地域内の20分の1以上の急傾斜農地及び100分の1以上の緩傾斜農地に対しまして交付金が支払われますが、緩

傾斜農地につきましては、急傾斜農地と連担していなければ交付の対象となりません。しかし、にかほ市の場合は、市長特認としまして、八つの指定地域内であれば急傾斜農地と連担しなくとも、緩傾斜農地のみの団地で面積が1ヘクタール以上あれば交付対象とすることで、基本方針で定めております。以上です。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） それでは、二つ三つ再質問させていただきます。

今、市長の判断でできるということであり、まあできるかできないのか、ちょっと私、今の答弁で分からないわけでありますけども、急傾斜地と隣接していればできるということなんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） もう一度説明いたしますけども、中山間地域の交付金を受けるためには、国の法指定がまず一つかかっているということになります。で、法指定かかっている部分というのは、例えば旧小出村、例えば上坂も入ります。それから上郷村、それから上浜村、これが法がかぶっている部分なんです。それに隣接する町村、いわゆる例えば、象潟の場合ですと象潟町、旧象潟町がもちろん入ります。それから、仁賀保の場合ですと小出村しかないもんですから、院内、それから平沢ももちろん小出村ともともと隣接しますから、なるんです、釜ヶ台も。まずそれが基本なんです。それと、先ほど申し上げましたとおり、それが隣接する場合は県知事の特認になります。簡単に言いますと、院内地区のことを多分言われてると思うんですけども、院内地区も対象にはなりません。区域としては、ただ、20分の1以上のところについてはもう1町歩以上あればなるんですが、緩傾斜地、いわゆる100分の1以上、いわゆる1%以上につきましては、その20分の1と連担になっている区域でないとならないということになります。多分私の感覚でいきますと、院内地区も、これから色々と測量等しないと何とも言えないんですけども、1%以上、それから5%以上、いわゆる20分の1というのは5%なので、のところは、1団地1町歩以上の可能性は、部分的には、部分的にはあるのではないかなというふうには思ってます。以上です。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） それからですよ、ということですよ、院内地区の話をするんであれですが、その前に、さっき自前で測量したという話がありました、大森地区。これ自前ということはどういうことなんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 自前というのは大森地区の集落でやったわけなんですけども、基本的には、先ほど言ったとおり20分の1以上、あるいは100分の1以上の地区については、大森地区はもともと上郷地区でありますので対象になります。それで、自前といいますのは、図面上で、その中でもう勾配が明らかにあるだろうということで、実は大森集落の中にもやはりそういう建設業に携わっている方もおまして、対象になるかならないかというのは、うちの方で、市としてはまず基本的にしてないです。大森地区でそういう方々から一旦測量してもらって、これはなるなっていうことで市の方に来たもんですから、うちの方としても、県から補助金半分もらえるもんですから、それを使ってやったということになりますので、自前でやるのは事前調査のような雰囲気にな

るかと思います。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） そのあたりあやふやなんですけども、各傾斜地で自分で自前で測量してやれるということで、そういう考え方でいいわけですか、これ。そういう考え方でないわけですか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 小川議員であればもう、今までずっとそういう現場等を踏査された方でありますので、例えば100分の1とかですよ、20分の1と、5%でありますので、感覚的にですよ、ある程度その地形さえこう把握してれば、その辺はもう、もちろん地元の方ですので把握はできるかと思えます。その辺、大森地区でもそういう携わってる方もおるもんですから、図面を見まして、あっこれはなるとか、一旦多分レベル等も当てたと思うんです。図面を使いながら。その結果、これはもう中山間地域として対象になるなということで市の方に申請してきましたんで、これをもう本格的にうちの方としても国に申請するとなれば、それなりの測量、図面等必要だということもあまして、正確に測ったというのが実情であります。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） それではですよ、今、先ほどの話で、28協定、来年度もやるんだというふうな話でありましたけれども、院内地区のある地域、あるいは、この前、議会報告会に行きましたある部落では、中山間地域等直接支払交付金、とても来年度、人も少なくなったし、もらっても事業が継続できないんじゃないかというような話も聞くわけですよ。実際、院内地区の中山間地の状況を見ますと、これ、中山間地の大きな目的の一つとして減反、耕作放棄地というのが挙げられているわけでありまして。耕作放棄地、誰も作っていないところが少しずつ出てきております。で、来年度もこの事業を継続してもらっても困るというふうな話も聞き、考えているというような話も伺っております。その点についてですよ、来年度もやるということでありますので意向調査、そういうものはしているわけですか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 意向調査につきましては、しておりません。ただ、中山間地の場合は、今、小川議員が言われましたとおり、耕作放棄地が、これは行わないというのが基本にあります。もちろんその道路、水路の管理もそうなんですけども、そのための中山間地域の交付金でありますので、耕作放棄地を出してしまいますと交付金の対象にならなくなります。ですから、私が入ってる集落におきまして、そういうものは、いわゆる賃金を出しても草刈り等をやってもらおうという形で今対応しているような状況も実はありますので、今後、意向調査につきましては検討しますけども、ただ、今のところそういうやめたいとかというのは、うちの方には来てないような状況であります。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） それでは、3番目に入ります。農地中間管理機構について、いわゆる集積バンクについて伺います。

この前、このことについての説明会が市内各地で行われたようでありましてけれども、一つ目は、

現在どのくらいの人が登録されているのか（借り手、貸し手）。また、面積はどのくらいになっているのか。

二つ目が、農地の貸し付け実績が査定され、引き受けた農地も貸出先がなければ所有者に戻され、結果、条件の不利な中山間地域や耕作放棄地などが取り残される危険性はないのか。

三つ目、貸出先は公募となっているが、選考基準はどのようになっているのか。

四つ目、集積バンクの整備、活用の中に基盤整備等の条件整備とあるが、どのようなことを指すのか。また、耕作放棄地の対策についてですが、今まで、経緯では3年間耕作しなければ田としてみなされないと言われていたのですが、この点についてはどういう考えなのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 御質問の農地中間管理機構についての各項目の御質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、お答えいたします。

最初の農地中間管理機構にどのくらいの人が登録されているかの御質問でありますけれども、平成26年11月末現在、にかほ市分としまして機構に登録されてるのは、受け手が31経営体、その内訳でありますけれども、農業法人等が11、それから個人が20であります。面積は約250ヘクタール。出し手でありますけれども、8人で約15ヘクタールとなっております。

次に、条件の不利な中山間地域や耕作放棄地など、取り残される危険性はないのかでありますけれども、御指摘のとおり、受け手がいなければ農地は所有者に戻されることになり、結果的には耕作放棄地になってしまう可能性があります。そこで、このようにならないために機構、実際は市でありますけれども、出し手と受け手のマッチング作業をする際、受け手の皆さんには日本型直接支払制度等をうまく活用していただくよう説明をしまして、極力引き受けてもらうように努めております。

三つ目の貸し手と受け手の選考基準についてであります。公募に応じた方の中から、地理的条件や経営状況を調査し、優先順位をつけて上位者より公表を行うことにしております。

四つ目の基盤整備等の条件整備についてであります。基本的には簡易な基盤整備事業を示しており、畦畔除去による区画拡大や暗渠の施工などを想定しております。これは、受け手の希望があれば機構で行いまして、その費用は小作料に反映されることとなります。

次に、3年間耕作しなければ田としてみなさいということでありまして、経営所得安定対策では3年以上不作付の農地につきましては、各種交付金の対象から除外しております。当該農地を機構に貸し付けた場合は、もう一度1年目のという取り扱いになることから、作付すれば交付金は対象になります。以上です。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） 再質問します。まず一つはですよ、この事務的な窓口についてはどこの担当になるのか。また、業務の一部が市町村に委託するとありますけれども、その点について。それからですよ、現在、農業委員会を通じて農地やその他利用権を設定しているわけでありまして。この

場合、これどのような手続をしなければならないのか、これをやるためにですよ、ということ。それから、また一般に言われている闇小作というのがあります。これ、なかなか農業委員会でも把握できないというふうなこともありますけれども、この闇小作等の対応についてはどのような考えを持っているのか伺います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 一つ目の窓口でありますけれども、農林水産課が窓口になります。要するに金浦庁舎になります。そこで申請書の方に、出し手、借り手が申請に来まして、そこで記入してもらうような形になってます。もちろんそれを機構の方にやるわけなんですけれども、事務手数料といいますか、委託されてますので、その委託料はうちの方でいただいているようなあんばいです。

それから、農業委員会、この後またちょっと説明しますが、その闇小作につきましては、我々としてはもう、今のところ何も把握はしてません。

●議長（菊地衛君） 農林水産課長。

●農林水産課長（佐藤克之） ただいまの御質問の件でございますけれども、農業委員会の関係でございますけれども、機構から農地を借り受ける場合の流れを説明したいと思います。最初に借り受け希望者を募集します。市のホームページ、公社等の公募でございます。この次にマッチング等を行います。これは市で行います。それから受け手との交渉、それも移管でありますけれども、それである程度決まった場合に市が、農林水産課になりますけれども、農用地利用配分計画案というふうなものを原案として作成しまして、農業委員会の方に意見を聴取するというふうなことになりまして、その後、機構の方にその計画を提出しまして、その後、知事の認可を受けます。その後、実際契約を行いまして、毎年機構等の方にその賃借料を支払うというような流れになっております。以上です。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） 市の方で、農地、地域両型区分ということで、各集落ごとに集積をするようなことになるというようなことで、我々の方に配られたわけでありまして、やはりその中でどのような、闇小作も把握してないということでありまして、そういう当然、把握してなければ集積することが私は難しいんじゃないかというようなことも考えられますので、その点について改めて伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 農林水産課長。

●農林水産課長（佐藤克之） あくまでも闇小作は闇小作でありまして、それを通常な定義というか、そういうふうな状況に戻してもらってから再度集積等進めまして、協力金等の交付を受ければいいのかと思います。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） あと最後の質問をいたします。これも集積バンクに大体同じような質問でありますけれども、先ほど市長が、ナラシ対策について申し上げましたけれども、どうしても農地の集約ができない地域もあると思われまして、10月の臨時議会の資料で、ナラシ対策があります。その

中に未加入者が380件、対象面積が368ヘクタール、この人たちは来年度から、今のままではナラシ対策に移行ができない状況であります。市として、このような状況についての対応について伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ナラシ対策については、これまでと来年度以降ちょっと変わるような形になっておりますので、その辺を担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、ナラシ対策につきましてお答えします。

これまでナラシ対策では、認定農業者で経営規模が4ヘクタール以上、また、集落営農組織で20ヘクタール以上でなければ加入できませんでしたが、平成27年度からは、この経営規模要件がなくなる予定であります。このことから、なるべく多くの農業者が加入できるよう、認定農業者への誘導や集落営農の組織化、あるいは法人化、法人はもちろんなりますので、そちらの方になるべくこう移行できるように推進したいと考えています。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） 移行したいということでもありますけども、この人たちをですよ、多分、集落営農がない、なかなかできないというような場所もあると思うんです。そういう人たちを、また認定農家ですよ、なかなかできないという人たちがこのようなことになるんだと思います。ナラシ対策でありますけれども、これ以上の米価がですよ、下がらなければ、まず一応対応はいらないと私は思うんですけども、まずその具体的にですよ、この人たちをどのような形で、集落営農、あるいは認定農家に導くというような考えを持っているのか伺います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 確かに、なかなか法人化にしても、なかなか進まないような状況にあります。ただ、市としましては、やはりそのJA、あるいは県と協力しながら、これまでもうたびたびその説明会等やってきてます。ちなみにこれまで19回ほど、色々説明会等歩いてるんですけども、なかなかまだ具体的に、一部法人化等もなってるのもあるんですけども、まだ集落営農から法人化へ移行されてない方もかなりあるのは確かです。特に、先ほど小川議員がおっしゃるとおり、10月に出しました380件というのは比較的小さな農家の件数なんです。小川議員も認定農業者でありますので、比較的、田んぼの多く持っている方は認定農業者に入ってる、一人でやるために認定農業者になったりしてるんですけども、本当に小作、自分で食べる分とか、あるいは小さい農家につきましては、なかなか今の状況ですと、その組織に入らないと救う手立てがないような状況なんです。国では、あくまでもこれからはやはり15ヘクタール以上、少なくとも個人でも15ヘクタール以上ないと、これからの水稻だけではもう暮らしていけないと。そして、もちろん直播きでやらないと、直播きを推進するという形を今、国の方でも大きな考え方を持っていて、ですから救いたいところはやまやまなんですけども、今の状況ですとなかなか小さい農家の皆さん方をナラシ対策で拾うということは、やはり集落営農に入るか、あるいは認定農業者以外に拾う道はないのか

などというふうを考えてます。

●議長（菊地衛君） 小川議員。

●12番（小川正文君） これで終わります。

●議長（菊地衛君） これで12番小川正文議員の一般質問を終わります。

所用のため11時まで休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前11時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番佐々木正明議員の一般質問を許します。佐々木議員。

【4番（佐々木正明君）登壇】

●4番（佐々木正明君） おはようございます。大きく3点について質問いたします。

初めに、行財政改革の推進について、一問一答方式で質問いたします。

第2次にかほ市行財政改革大綱は、今年度が最終年度であることから、市長は3月定例会の「施政運営の基本方針説明」の中で、新たに平成27年度を初年度とする第3次行財政改革大綱の策定に取り組むと述べておられました。市長になられてホップ・ステップ・ジャンプの3期目であり、行財政改革の総仕上げの時期でもあると思いますが、行政組織の見直しなど、これまでの取り組みと今後の対策について質問いたします。

(1)これまで第2次にかほ市行財政改革大綱に取り組んできた結果と、その検証はどうだったのか。

①大綱のIVの「重点的に取り組む項目」の「1)行政コストの削減と未来型行政経営組織への変革」の中の、施設ランニングコストの削減では、市有施設の必要性（にかほ市公共施設等再編検討委員会の提言、これも含めて）の再検証について。

②2)の「自主性・自立性の高い財政運営の確保」の中の、②未利用財産の処分について。

③3)の「民間委託等（アウトソーシング）の積極的な推進」について。

④4)の「地方公営企業等の経営健全化」などについて、どのように検証されたのかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木正明議員の御質問にお答えをいたしますが、行財政改革の総仕上げというふうなことをおっしゃっておりますが、やはりこの行財政改革については、社会情勢、経済情勢などを加味しながら、やはり当然長い目でやっていかなければなりませんので、私は総仕上げという形にはなかなかならないんだろうと思います。この点を御理解をいただきたいと思っております。

初めに、行財政改革の推進についてでございます。

平成22年度を初年度とする第2次行財政改革大綱の取り組みと今後の対策についてでございます。

初めに、①の市有施設の必要性の再検証についてでございます。

公共施設のあり方については、市民で組織した、にかほ市公共施設等再編検討委員会を設置して、委員会から提言を平成24年の3月に受けたことは御承知のとおりと思います。その後、市職員のプロジェクトチームでその提言を尊重しながら検討を続けているところでございますけれども、本年4月に入って総務省から、全ての自治体において公共建物、いわゆる箱物、道路、上下水道などのインフラ資産の全てを対象とした、10年以上の期間を計画期間とする公共施設等総合管理計画を平成28年度まで作れと、そのような要請がございまして、そのガイドラインがこのほど示されたところでございます。これは、直接的に文字にはありませんけれども、文書としてはありませんけれども、恐らくはそれぞれの自治体の行政規模に応じた公共施設を保有することは当然ですが、その改革を進めなさいと、改革が進めない市町村においては、例えばこれは先ほど申し上げたように書いておりませんが、地方交付税、そういうものに多少影響が出てくるのかなと、そのような考えもあるわけございまして、市有施設の使用については、この総合管理計画の中で中長期的な公共施設の管理に関する方向性を示すこととなります。策定に当たっては、基本的な考え方として、一つは、維持管理、修繕等の実施方針。二つとして、耐震化、長寿命化の実施方針。三つとして、統廃合の推進など、公共施設の最適化を図るため、施設の類型ごとにその特性を踏まえ、将来的な人口動向や財政見通しに配慮して策定することとなりますけれども、これは平成28年度までですが、できるだけ早く策定するような取り組みをしておりますが、その策定前であっても可能なものから逐次統廃合などを進めてまいりたいと思っております。

次に、二つ目の未利用財産の処分についてでございます。

これまで、老朽化した中型バスの売却や未処分宅地造成等の公売など、未利用財産、不要資産を積極的に処分し、現金化を図ってまいりました。平成25年度までの第2次大綱期間における売却額は約1億9,400万円、第1次大綱を含めた9年間では4億7,100万円と、そのような成果を上げているところでございます。

それから、三つ目の民間委託等の積極的な推進についてでございます。

民間委託等の推進については、事務事業や入場者の多い施設等において、民間のノウハウを活用しながら市民サービスの向上と経費の削減を期待するもので、これまで御承知のように生活サポートやフェライト子ども科学館運営事業の一部を派遣会社に委託しましたが、結果的に経費のかかり増しという逆効果が見られたために、現在は民間委託を取りやめております。また、指定管理者の導入についても、検討を進めましたけれども、施設管理を維持する収入が見込めないため、引き受け手が見つからず、仮に引き受け手がいたとしても現状の運営費より割高になると、そういう結果になることから、指定管理者制度についてもまだ進んでいない状況でございます。したがって、民間活力を生かす施策については、今年8%、消費税になりました。それから、これも1年半延びましたけれども消費税10%になります。そういうことを加味しますと、なかなか経費の削減につながっていかない、直営よりもつながっていかないという状況でございますので、その方向性については改めてこれから再検討したい、そのように考えているところでございます。

それから、四つ目の地方公営企業等の経営健全化についてでございますが、ガス事業所について

は、御承知のように民間譲渡できないかということで取り組みをしてみましたが、これは実現することができませんでした。したがって、計画にあります配置した職員を、当然ガス事業から少なくなるわけですが、その計画が達成できなかったという点もございしますが、民間譲渡については引き続き取り組んでいきたい。ちょっといい情報もありますけども、まだこれは具体的にありませんが、引き続き民間譲渡に取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成24年の4月には、市民の皆様大変御負担をいただいているわけですが、平成24年の4月にガス料金、本年9月には水道料金の改定を行いましたけれども、料金の支払窓口をコンビニまで広げました。コンビニまで。このことによって収納率の向上と未収金対策の取り組みにつながっているという状況でございます。引き続き、大変こう厳しい状況にあります、製造業がこういう状況でありますので厳しい状況であります、新たな需要家の開拓、あるいは経費の縮減に取り組みながら、経営の健全化に努めてまいりたい、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） この庁舎を含めた統廃合、これについて、公共施設等再編検討委員会の提言では、各施設の方向性の検討結論を出しております。庁舎については、行政機能の分散化、業務の効率化、経費の節減、災害時の対応、にかほ市として旧町の垣根を越えた市民や職員の一体感のある醸成などを考えて、本庁方式が望ましく、新しく庁舎を建設するよりも既存庁舎を有効に活用したほうがよいと結論を出しておりますが、どのように検証されたのか。また、未利用財産の活用では、土地の件は私も理解しますが、例えば青年の家とか霊峰公園の管理棟とか、スキー場の休息室や管理室、また、ひばり荘など、にかほ市の市有施設を、必要性やランニングコストの面から検証はどのようになされたのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 検討委員会の提言、これは当然尊重していかなければなりません、先ほどお答えしたように、それをベースにしながら職員によるプロジェクトチームで検討を行ってきたところであります。検証を行ってきたということでもあります。ただ、先ほど申し上げましたように、総務省で平成28年度まで公共施設のあり方を、今後の方針を策定しなさいということですから、これはそういう形の中で取り組んでいかなければならない。当然これは検討委員会から出たといっても、市民の皆さんがそれを納得するかどうかは別として、広く市民の皆様方から理解をしていただかなければならないと考えております。したがって、私個人としては、先ほど佐々木議員のお話もありましたが、やはり危機管理の部分、あるいは行政経費の縮減、そういった色々なもろもろのことを考えますと、私は庁舎は分庁方式からなるべく早く本庁方式に変えるべきであろうと、そのように思っております。

それから、未利用財産の建物、例えば青年の家とかスキー場のロッジ、それから霊峰公園、管理棟もありますけれども、これはですね、なかなか、青年の家なんかは恐らく解体するしかない、建物としては。ただ、ひばり荘については、仁賀保高原、年々観光客が多くなっておりますから、これを民間活力を活用して利用できないかなということは、当然ながらこれからの課題として受けとめているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） それでは、(2)の実行できなかった項目はどれで、その原因と対策をどのように考えていますか。これ若干、先ほどの市長の答弁とかち合っておりますけれども、これは私、事前に通告しているものなのでお答え願います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） (2)の実行できなかった項目と、その原因、対策についてでございます。

御承知のように第2次行財産改革大綱では、5本の柱、22の重点項目を置き、全部で54の取り組み事項を定めております。この54の取り組み事項のうち、ほぼ計画どおり達成したと見込まれるものは32事項、率にして約60%。それから差し引きますと、22事項、約40%が未達成という状況でございます。このうち最も多いのは、先ほどお答えをいたしましたけれども民間委託等のアウトソーシングの積極的な推進における公共施設の指定管理者制度の導入で16施設、全体で約30%、これが未達成というふうな状況でございます。また、これも先ほどお答えをいたしましたけれども、ガス事業の民間譲渡、これによって職員数がもう少し削減しようというものが、これも達成できておりません。そのほかには、行政コストの削減と未来型行政経営の組織への変革ということで、人事評価制度の導入、これが達成できない見込みであります。これは人が人を評価する、そういう仕組みづくりになりますので、慎重を要していることから未導入となっておりますが、いずれ地方公務員法の改正により平成28年度から導入が義務化されております。地方公務員法の改正によりまして導入化されておりますので、引き続き制度導入に向けて取り組んでまいりたいと思っております。また、ガス事業の民間譲渡についても、引き続き努力を重ねてまいります。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） この実行できなかった、まだ16施設があつて30%が未達成だということですが、引き続きこれから検討していくということですが、1点だけ伺いますけれども、市長は常々、本庁方式に対して、職員数の今調整の段階で、職員数が本庁方式になっても対応できる職員になったときに改めて考えたいというような、そのような発言がなされております。今、職員の配置の面で対応できる職員数なのかどうか、この点について伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） ただいまの質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 本庁方式に対応できる職員数というような御質問でございますけれども、この行革で取り組んでいる人員の削減、これそのものは、それを目的としたものではございません。様々な取り組みの中で人件費を縮減するという方向の中で、人数を定めたものでございます。本庁方式といいましても、現在、各公共施設たくさんございます。公民館もございまして、教育委員会もございまして、体育館もございまして。そういったことで、そういったものを全て一つのものに入れるとか、そういう目的を持ったものでないことをまず御理解をいただきたいと思っております。その上で人数削減については計画どおり推移していると、そのように判断をしております。

す。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） それでは、3番目に入ります。新しく第3次行財政改革大綱へ盛り込む事項として、大綱全体の取り組みの方針をどのように考えておられるのか、伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） (3)の新たな大綱に盛り込む事項と大綱全体の取り組み方針についての御質問でございますが、社会環境の変革や経済情勢に加えまして、国が実施する施策への対応、そして市を取り巻く状況から、人口の減少、少子高齢化社会への対応、そしてこれからさらに国が地方創生ということで進めようという形がありますから、そうしたものも含めて現在の課題に対応できるような、そういう大綱にしていきたいと思っております。

概略申し上げますと、大綱全体の方針でございますが、三つの重点事項として基本的な取り組みをしたいと考えております。一つは、効率的な行政運営と適正な事務執行の推進。二つとして、健全な財政運営の推進と効果的な資産の管理・活用。三つとして、市民との協働と参画の推進であります。これまでの第1次、第2次大綱から継続して取り組む事項に新たな課題に取り組む事項を盛り込んで、第3次大綱を策定しながら着実に実行して、市民サービスの向上と市民の満足度を高めてまいります、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 新しく取り組む事業や内容に期待して、次の大きい2番目の質問に入ります。多目的福祉施設についてです。

象潟地区の「老人福祉センター」に代わる新たな施設の整備について、数年前から各種団体から要望や陳情が出されています。高齢者、障害のある人、子育て中の親などが、相互交流や活動ができるような多目的機能を持った施設として、福祉団体、自治会、高齢者等の代表者で構成する「にかほ市多目的福祉施設整備検討委員会」で検討されてきており、答申が出ていますので、その内容について質問します。

(1)検討委員会を構成する各団体と構成割合、特に議論のなされたことはどんなことだったのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 多目的福祉施設の御質問でございますけれども、一問一答方式でございますが、(1)、(2)、(3)については担当部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、佐々木正明議員の御質問にお答えいたします。

検討委員会の構成団体とその構成割合、また、議論された内容についてでございますが、検討委員会の構成団体につきましては、にかほ市社会福祉協議会、にかほ市民生児童委員協議会、にかほ市身体障害者協会、それから、にかほ市手をつなぐ育成会——この育成会というのは知的障害者御

本人と、それから保護者の皆さんで構成する団体でございます。それから、ひだまりの会——これにつきましては、青年精神障害者御本人と保護者の方で構成する団体でございます。それに、ほたるの会——このほたるの会というのは、主に精神障害者の方の傾聴といいますか、そういう事業を行っている団体でございます。それに象潟地区町内会長会、それから、にかほ市老人クラブ連合会象潟支部、この8団体でございます。地域別の構成割合といたしましては、にかほ市を活動範囲とする福祉団体、これが6名でございます。それから、象潟地区の団体ということで2名という構成割合になっております。

次に、特に議論されたことについてでございますが、検討委員会に諮問した事項については、一つが多目的福祉施設の施設整備について、二つ目が多目的福祉施設の設置場所及び規模について、三つ目が多目的福祉施設の機能について、この3項目でございます。この3項目全てについてそれぞれのお立場から御意見、御提案をいただき検討していただいたわけでございます。その中で色々な意見が出ておりますけれども、中でもやはり施設の機能について一番意見等が出されております。具体的に申し上げますと、福祉関係の総合相談窓口、相談支援機能として、社会福祉協議会の同居が有効であると。公民館は行事や文化祭で利用できない期間があるので、そのような時期でも利用できる、ある程度の利用者を見込んだ規模の施設が必要である。各団体が事務作業ができ、活動拠点となる共同事務室があってもいいのではないかと。それから、入浴施設はやはり必要ですと。それから、車椅子利用もあるのでフロアーにしていきたい。そして、ある程度の広さを持った多目的ホールが必要である。象潟公民館と渡り廊下でつないでいきたいというような、主な内容でございますけれども、こういうところが意見として出ております。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） それでは、大きい2番目の検討委員会の最終答申が出たのはいつで、また、議員説明会を開催するまでに時間を大分要したようですが、その理由についてお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） そうすれば、二つ目の御質問にお答えいたします。

検討委員会からの答申は今年の1月22日付でいただいております。

次に、議会説明会まで時間を要した経緯でございますが、計画では、検討委員会からの答申を受けまして今年度において建設についての具体的な協議を行うことといたしまして、当初予算では存置項目の1,000円を計上しております。そして、検討委員会からの答申後に、答申内容、それから、これまでに市や議会に対して出されました象潟地区町内会長会、自治会長会からの陳情書、あるいは請願書、それに各団体からの希望・要望など、その内容やこれまで出されたものに対する取り扱いを踏まえまして、関係課と具体的な整備機能や管理等について協議を重ねてまいりました。また、象潟公民館並びに隣接する郷土資料館と建設に関しての検討・協議も重ね、整備内容の原案を取りまとめたところでございます。

また、事業の実施に当たっては、やはり財源確保というのも重要な要素でございますが、原案の取りまとめと並行して補助事業としての可能性について、地域振興局の方と協議を進めておりました。そうした関係上、皆様に対する事業説明に至るまで時間を要したものでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） それでは、3番目の、答申後、これまでに建設する場所、規模、整備する内容など、特にお年寄りの皆さんの相談や介護に携わっている社会福祉協議会、公民館などと、主に利用される象潟地域の皆さんの利便性を考えた話し合いがどのようになされたのか。介護相談や健康相談、その他生活支援などを考慮して、社会福祉協議会のヘルパーも施設の中で活動ができ、施設の機能を分散させることのないよう、もっと柔軟性を持たせた計画ができなかったのかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 三つ目の御質問にお答えいたします。

初めに、前段の、答申後、これまでに建設する場所、規模、整備する内容など、特にお年寄りの皆さんの相談や介護に携わっている社会福祉協議会等との利便性について考えた話をしたかということでございますが、この施設の整備に当たっては、一つ目の御質問でもお答えしましたとおり検討委員会を設置いたしまして、高齢者の立場から、御質問にあります社会福祉協議会を初めとして老人クラブ連合会象潟支部、それと象潟地区町内会長会の代表の方にメンバーとして入っていただいて議論をもらっております。当局としましては、これにより高齢者の利便も含めた十分な意見、提案をいただけたと受けとめておりますが、御承知のとおり福祉に関する相談者は、介護を含む様々な悩みを抱えております。そのため、相談業務のワンストップ化が今後ますます重要になってくるものと考えております。その考えから、検討委員会からの答申後に、地域福祉の相談業務には欠かすことができない社会福祉協議会と、その体制について協議を行っております。

次の、ヘルパーも同じ施設の中で活動できる計画にできないかという御質問でございますが、介護保険施行以前は行政が社会福祉協議会に委託し、訪問介護を行ってきた経緯もございまして、旧3町とも行政と社会福祉協議会が密接なつながりがございました。しかしながら介護保険事業施行後は、介護部門が収益事業ということになりまして、今では多くの民間事業者の方が自己資本を投入して介護事業に参入しておる状況でございます。こうした状況から、社会福祉協議会の介護、いわゆる収益部門につきましても、他の事業所同様、事業努力によって実施していくべきものと考えております。ヘルパーにつきましても、社会福祉協議会が独自に事務所を設置する方向で、お互いに考えは一致しているところでございます。整備計画は、先ほども触れましたが介護も含めた生活全般にわたる高齢者の相談を、そこでワンストップで行えるよう、地域福祉に携わる職員と、それからケアマネージャーにより、これまでどおり相談を受けていただく、そういう体制として計画しているところでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 次は、4番目の、多目的福祉施設の名前、これはどのように考えておられるのか。また、今後のスケジュールについて、どのように考えておられるのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 多目的施設の名称と今後のスケジュールについてでございます。

多目的施設については、去る11月の26日に開催いたしました事業説明会で議員各位に説明し、様々な御意見をいただいたところでございます。計画では、国の木造公共施設整備事業を活用するために、平成26年度の、本年度の国の補正予算で内示があった場合には、3月定例会に設計委託料と建設費の予算を計上し、議決をいただきながら繰越明許をして、そして平成27年度に事業を進めたいという考えでございました。もう一つは、平成27年度事業として内示を受けた場合には、当初予算に予算を計上し、あるいは補正予算になるかもしれませんが、そういう形で平成27年度事業完成に向けて取り組みをしようということで、議員各位に御説明を申し上げたところでございます。その後、これ用地の取得が前提となりますけれども、一定の規模を確保して、医療、福祉、これを老人、児童、障害、こういう者も含めた福祉、そしてアミューズメント機能を備えた、多様な機能を持つ区域として整備したいという構想が出てきたわけでありまして、私は、この構想が現実的に計画となって実現できれば、大変市民にとっては利便性の高い、あるいはにぎわいを創出できる区域となるのではないかなど、そのように受けとめているわけでありまして、したがって、多目的福祉施設の整備については、これまで説明してきた象潟公民館に隣接して整備することと、先ほど、この構想が具体的に実現することを願っておりますが、この中での整備も検討する必要があるのではないかなどということで、少し環境が変わってまいりましたので、その判断については、事業の実施については少し時間をいただきたい、このことをお願いを申し上げたいと思います。したがって、これまでのスケジュールではいけない、少し遅れる予定でございますので御理解を賜りたいと同時に、名称については今後の課題ということにさせていただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 市長の決断によりまして環境が変わったと、そして、これからはまず我々に事業説明したこととその内容を踏まえて、尊重したプロジェクトにもっていくということのようですが、このにかほ市にとってより良いことだとは思いますが、急なプロジェクトの変更が、我々議会に対して説明してからまだ10日弱で、この一度説明した事業に対して、これ市長の決断を我々は英断と認めればよいのだと思っておりますけれども、もう少し、どういう話でこういう、事業説明会が終わってからこのような経緯になったのか、その経緯の件を中心に我々議員にもう少し納得のいくような説明をお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 確かに日にちも経っておりませんが、説明会から。その後、そういう構想が出てきたことから、やはりこの中で取り組むことも一つの方法でないかと、そのように考えたことから、大変申しわけないわけですが、日にちも経っていないと言われればそれまでですが、むしろその計画ともう一回検討してみて、どちらがいいのか、そのくらいの時間をかける必要はあるのではないかなど思っております。したがって、この時間が1年後になるのか、まずは構想している事業者が、まずは用地を取得しなければなりません。その用地を取得した段階では、ある程度の計画が出てくるんだろうと、そのようにして理解しておりますから、その状況を見て判断してまいりたいと思っております。したがって、これまで検討委員会の皆さん、あるいは社会福祉協議会、こうしたところには、方向の変更ではありませんけれども、議論する期間を何とかひとついただき

たいということは、委員会の皆様方にも御説明をしてみたいと、そのように思っています。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 事業説明の内容が変わったわけですので、新しい内容とか新しい検討材料が示されてきたときは、議会にも早めに説明をしていただきたいと思います。

それでは、大きい3番目の小学校の統廃合のあり方について。

平成21年2月の「にかほ市学校教育将来構想策定委員会」からの提言をもとにした象潟地域3小学校の統合に関して、地域住民の考えを伺い、今後のあり方を検討していきたいとのことで、上浜地区11月4日、上郷地区11月17日、象潟地区11月25日と、学区区ごとの教育懇談会が開催されましたので質問いたします。

(1)象潟地域の小学校の統廃合、児童生徒の安全面、複式学級などについて、どのような意見や要望などが出されたのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） 答える前に、ちょうど1年、教育長になって過ごしました。皆さんのおかげで本当に感謝しております。ありがとうございました。

それでは、佐々木正明議員の、象潟地域の小学校の統廃合、児童生徒の安全面、複式学級などについて、どのような意見や要望が出されましたかということにお答えいたします。

上浜地区の懇談会では、統合する象潟小学校は、地震や津波などが発生した場合の防災面を不安視する意見が多く出されました。そして、災害時の避難場所や避難経路などはどのようになっているのか。象潟小学校の位置や校舎は津波などの災害に弱いので、安全な場所に新しい学校を建てていただきたい。そして、そうしていただけるのであれば、児童数が減少しているので統合はやむを得ないという意見、要望が多くありました。また一方では、上浜小学校の児童数は急速に減少しているので、早めに統合することができないかと。統合が遅くなるのであれば、学区というものをなくして早いうちから象潟小学校に入らせたいという、強い意見もありました。複式学級については、新校舎が建設されるまで複式学級にならないように、市単独で非常勤講師を雇用し、配置してほしいという意見が多く出されました。

上郷地区の懇談会では、学校を残していただきたいという意見がかなりの数を占めました。そして、上郷地区は伝統芸能などを通して地域のつながりが強く、地域が子供たちを育て、子供たちが地域を支えている。地域コミュニティが学校を中心に濃密に展開されている。象潟小学校への統合となった場合、校舎の耐震化はいいとしても津波対策はどのように考えているのか。新校舎はどこに、いつ建てられるのか。統合に関する保護者の幅広い意見を聞くためにアンケート調査を行って、それをもとに話し合いをしてほしいという意見、要望が出されました。複式学級については、上浜地区と同様に、複式にならないように市単独で非常勤講師を雇用してほしいという意見が多く出されました。また、上浜地区、上郷地区ともに、統合した場合は子供たちの通学方法はどうか、そして学童保育はどうかというふうな質問も出ております。

象潟地区の懇談会では、平成21年の学校教育将来構想策定委員会の提言が出された後、震災や人口減など状況や環境が変わってきたので、提言を見直すことはできないのかと。象潟小学校が津波

などの防災面で心配ならば、上浜小学校と上郷小学校の2校が先行して統合するという考えはないのか。統合すれば上浜、上郷地区は通学距離が長くなるので、授業の開始時間を遅らせることができないのか。象潟小学校に統合になった場合、上浜、上郷地区は地域のシンボルの学校がなくなり、地域の衰退が早まるのではないかと。そして、にかほ市は小中連携教育を目指しているのであれば、今の象潟中学校の付近に新校舎を建設すればベストではないかという意見がありました。防災面では、象潟小学校は津波などの防災面で心配であると言われているが、付近の地域住民の避難場所にもなっているので、そこが不安ということはおかしくないかという意見もありました。

以上が各地区の懇談会の意見、要望であります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

2番目の、平成21年度から学校教育将来構想策定委員会は開催されておりましたが、教育懇談会の意見や要望を踏まえて再検討すべき事項もあると思います。当時の教育長も代わり、また東日本大震災以降、社会情勢も大きく変わっておりますので、再検討する考えありませんか、伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、平成21年に提出されたにかほ市学校教育将来構想策定委員会の提言を教育懇談会の意見や要望を踏まえて再検討する考えはありませんか、についてお答えいたします。

さきの9月定例会において、象潟地域の小学校については、平成21年に提出されたにかほ市学校教育将来構想策定委員会の提言を尊重し、平成30年度をめどに統合を進めたいと答弁しております。このたび象潟地域の3地区で教育懇談会を開催しましたが、仁賀保地域でも同様に懇談会を平成27年度に開催したいと考えております。提言が提出されてから5年が経過し、少子化が急速に進展するなど当時とは社会情勢がかなり変わっておりますので、にかほ市学校教育将来構想策定委員会と同趣旨の委員会を立ち上げまして、各地域の懇談会での意見等を諮問案件に反映させ、委員会から答申を求めるということも選択肢に含め、現在検討しているところであります。

いずれにしても、子供たちのより良い学習環境づくりを第一義に考えた場合、そしてまた、私たち教育委員会は将来的なビジョン、将来的な構想としては小中連携教育を目指しております。そういう視点から見ますと統合が望ましいものであります。そして、その統合という方針は変えていかないというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 統合の方針は変えていかないということで、これはそれで、児童数も減ってきているわけですので結構だと思います。特に上浜小学校については、児童数の減少がこれからも続いていくようですが、上郷小学校においては今年度の1年生が5人と極端に少ないだけで、来年度以降、複式学級に対象になるわけですけれども、その後は児童数も安定化してくるので複式学級からも外れていくようです。それで、複式学級に対する考え方をどのように考えておられるのか、お伺いします。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） なぜこの統合というふうなことを考えるかといいますと、これからの少子化の子供たちはやはり私たち以上に、自立することも、それから生き抜く力、そういうものを身につけなければいけないと思います。この世の中の厳しい荒波を乗り越えることができないような、そういう子供たちを育ててはいけないと思います。そのためには、磨くと、そして鍛え上げるというふうな場と機会を子供たちに与えていかなきゃいけない。そのために適正規模という、そういう国、県の方の適正規模、つまり12学級から18学級の中で子供たちを育てていけば、そういう磨く、鍛える、そして自立する、生き抜く、そういう力が身につくというふうな捉え方が一つです。そのために、まず複式解消そのものはどうしても学力がそのために低くなるというふうなことがあります。ただ、子供たちのその複式を解消するために、例えば非常勤を与えたとしても、学級担任もできません。そして、いずれ上郷小学校の今2、3年が6年までずっといった場合、その2、3年の子供たちが複式の4年間、5年間は、全てその非常勤講師の中でいくと。ほかの学年から見れば非常に、学力の面とか、あるいはそういう自立する、生活面とか、そういうものでマイナスになっていくんじゃないかというふうな捉え方。それからもう一つは、にかほ市は小中連携教育を目指しているんです。つまり一体型であろうが分離型であろうが、まずどちらでもいいけれども、まず小中、つまり旧エリアに……

●4番（佐々木正明君） 教育長、私、そのことを聞いてないので。時間がありませんので。

●教育長（齋藤光正君） すみません。

●4番（佐々木正明君） 私、まだ小中連携のことは聞いてないので。時間がないので。

●議長（菊地衛君） 佐々木正明議員。

●4番（佐々木正明君） 時間がありませんので最後の3番目、10月28日の秋田魁新聞に、文部科学省の発表として津波浸水被害想定の記事が記載され、にかほ市の3校が、災害が発生したときに浸水被害に遭う危険性があるとのことですが、このことに対して教育長はまずどう考えておられるのか。新しく校舎建設や大規模改修を検討する際、安全・安心の立場から、津波浸水被害の危険性がある場所と指定された付近は、選定基準の考え方から外すべきで、危険性のある校舎への統合については再考すべきだと考えます。また、その地域の我々に、皆さんが寄せている意見でも、危ないどこさだば孫をやりたくないと言われていきますので、その点についても伺います。

●議長（菊地衛君） 教育長、簡潔に答弁をお願いします。

●教育長（齋藤光正君） 簡潔にというふうなことです。原稿を書いてしましまして、それを簡潔にするのはなかなか。ただ、今確かに、その文部科学省が行った調査によれば、危険だということは確かですね。でも危険けれども、例えば今言ったように屋上とかそういうものを避難場所にすれば、今の状態では大丈夫だというふうなことです。そして、各3校とも避難訓練をやりながら、そして自分の命は自分で守るというふうなことを徹底的にやっていますから、ある意味ではこれからは地域のコミュニティと一緒にその避難訓練をやるというふうな体制をつくっていくことが大事だというふうに考えています。いずれ、まず3校が危険だというふうなことがありますが、3校ともそれなりの対処はできるというふうに考えております。

それから、新しい学校のことで、3地区の懇談会においても子供たちに安全で安心な場所をお願いしたいというふうなことを言っていますので、なるべくそのような高台のところに校舎を建ててほしいというふうな意見があります。そのとおりだと思います。でも考えてみたときに、新校舎をつくるときに、やはり私がいつも言ってるように小中連携というふうな教育を行う場合とか、または学校までの通学とか、それから経費とか利便性とか財政的なこと、そういうことを考えてみますと、やはり私たちは財政との状況などを鑑みながらもしながらも、是非とも市長部局と相談しながら象潟地区の、ある意味では象潟中学校の近くに置いて小中連携の教育をやりながら、9年間で子供を育てていきたいというふうな気持ちを持っていますので、その点をこれから進めていきたいというふうな考えです。

以上です。

●4番（佐々木正明君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木正明議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休 憩

午後0時59分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

11番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。11番。

【11番（佐々木平嗣君）登壇】

●11番（佐々木平嗣君） 質問をする前に、訂正をお願いいたします。2ページ目の一番上の「取りの軸」を「取り除く」に訂正してください。

選挙で述べた公約を忘れずにとということがあります。一般質問は、市政に対しての自己の思いと、応援していただいた市民の要望だと思っています。まして公約を述べるのが、議場での議員の約束された場所じゃないかと思っています。100%ではないにしても、市長や市民に自分の選挙後の仕事を示すことができる場所ではないかと思っています。また、市長をつるし上げようとか、市の足を引っ張るような思いで質問は考えていませんので、前向きな答えをお願いいたします。

9月定例会での質問に対して、「考えていません」との答えが多々あります。「考えていません」では、答えになっていません。検討に値するの、値しないの、具体的に答えていただきたい。通告しております2点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

がん対策について。

(1) 検診について。

がん検診に対してどのような対策を行っているのか、お伺いいたします。

3人に1人が、がんで亡くなっている時代です。にかほ市のデータが分かりませんが、友人や知人

が胃がんで亡くなったとの話は、よく聞きます。特に秋田県は、胃がんや大腸がんといった消化器系のがん患者が多く、死亡率も高いことで全国ワーストになっています。中でも、食道がんの死亡率は全国でもトップクラスで、県民病の一つとされています。にかほ市の対策をお聞きします。

失礼しました。

(1)の2番、罹患率に対してどのような対策を行っているのかお伺いいたします。

がんにかかる罹患率が全国一と言われて数年になりますが、いまだ解決されていないようですが、にかほ市の対策をお伺いいたします。

(1)の③検診に対して助成金はどうなっていますか。

市内の病院と提携してがん検診を行っていますが、個人的にがん検診を行うことになると検診料が高いとのことですが、助成金はありますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木平嗣議員の御質問にお答えをいたしますが、がん対策についての大きい項目で、検診についてでございます。現状の取り組み等について、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、佐々木平嗣議員の御質問にお答えいたします。

①の検診についてどのような対策を行っていらっしゃるかということですが、平成24年のにかほ市の死亡者数は376人でございます。このうち104人の方、率にして27.7%になりますが、104人の方が、がんで死亡しております。原因の1位が、がんで亡くなられる方でございます。内訳としましては、胃がんが18人、肺がんが15人、大腸がんが12人で、上位を占めているという状況でございます。

市では、がん死亡率の減少に向けまして、早期発見の手段としてがん検診を実施しているところでございます。検診の対象者は、胃がん、肺がん、大腸がんが40歳以上、子宮がんは20歳から40歳が毎年、42歳以上は偶数年齢、乳がんが40歳以上の偶数年齢、前立腺がんは50歳以上となっております。ただし、肺がん、大腸がん、胃がん検診につきましては、若い方の検診機会を確保するということから30代でも希望によりまして受診可能としております。

また、がん検診の受診率向上のための取り組みでございますが、一つは、市の集団検診申し込み方で未受診の方、または検診申し込み調べで受診希望なしと回答された方を対象に、本人に通知で検診の勧奨を行い、働いている方々も受診しやすいように土曜日にも未受診者検診を実施しているところでございます。

二つ目として、検診申し込み調べ、あるいは検診通知を配布する際に、全地区に配置されております健康推進員を通じて、がん検診受診の呼びかけを行い、受診勧奨に努めているところでございます。

三つ目といたしまして、がん予防のための生活習慣の見直しや早期発見のための検診の必要性と重要性について、様々な機会を通して健康教育を実施し、検診に関する正しい知識と普及啓発に努めております。

四つ目として、今年度から、未受診者検診に合わせてコール・リコール事業を実施しております。電話勧奨した814件のうち、最終的に92人の方が受診しております。率にして11.3%に当たります。その92人の半数に当たります46人の方については、過去3年間、受診歴のない方でした。今後は、胃がん検診だけでなく他のがん検診にも対象を広げ、受診率向上を目指していきたいと考えております。

五つ目として、がん検診受診者の中でさらに精密検査が必要となった方の精査受診率が、大腸がん検診で65.7%、乳がん検診で73.5%と低い状況にあることから、未受診者に対し電話や家庭訪問による受診勧奨を行うとともに、精密検査の重要性について広報や健康教育の場でPRしております。こうした市の対策のほか、国・県の補助事業で、これも年齢に制約はありますが、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの無料クーポン事業を実施しております。

なお、今年度につきましては、過去に無料クーポン対象者で、乳がん、子宮がんの未受診の方に対して再度無料クーポンを配布しております。また、子宮がん検診では、早期に子宮頸がんのハイリスク者を把握するため、若い世代を対象にH T V 遺伝子検査の併用検診を集団検診、医療機関方針で実施しております。

二つ目の罹患率に対してどのような対策を行っているのかという御質問でございますが、秋田県地域がん登録というのがございます。平成22年度に、がんと診断された方は9,064人、そのうち大腸がんが最も多く、以下、胃がん、肺がん、乳がん、前立腺がんとなっております。人口10万人当たり推定罹患率は、男女ともに上昇傾向にありまして、10万人当たり864.6人、これは全国の632.1人より、率にして36.8%上回っております。

がんの原因としては、喫煙、食生活、運動などの生活習慣、ウイルスや細菌への感染などが指摘されており、特に喫煙にあつては、肺がんを初めとする各種のがんの原因となるもので、引き続き、たばこの健康について正しい知識の普及啓発をして、実施してまいりたいと考えております。また、食生活改善推進員と連携しまして減塩運動を推進するとともに、幼いころからの望ましい食習慣を身につけるための食育教室を実施しておりますし、市民が運動に関心を持ち、運動習慣が身につけられるよう、運動教室などにも取り組んでおります。

また、感染に起因するがんへの対策として、現在、積極的接種勧奨が差し控えられている子宮頸がんワクチンにつきましては、再開された場合の普及啓発、肝炎ウイルス検査の実施、さらには胃がんとの関連が指摘されているヘリコバクター・ピロリ菌対策として、今回補正予算でも説明しております中学生のピロリ菌抗体検査事業を推進してまいりたいと考えております。

以上のような取り組みを、自治会や学校、職域を通して実施推進していくことが、がん予防、がんにならない生活習慣を確立するために重要であるというふうに考えております。

次に、三つ目の検診に対する助成金はどうなっていますかという御質問でございます。

市が実施しているがん検診については、検診料金の約2分の1を市が助成しております。また、70歳以上の方、生活保護世帯、非課税世帯の方、それから無料クーポン対象の方は、無料となっております。さらに、市の人間ドックの対象者、40歳から65歳までの5歳刻みの方になりますけれども、そうした方々には1万円を助成しております。このほか、国民健康保険の方で人間ドックを受ける

場合は、一般ドック1万円、脳ドック2万円の助成がございます。

なお、御質問にありましたが、個人的に医療機関でがん検診を受けた場合は、全額自己負担となることもございます。これまで申し上げた以外、市からの助成はございません。ということで、できるだけ市の集団検診を利用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 秋田県は消化器系のがんが特に多いということで、今聞いた話の中でも、胃がん、大腸がんが大変多いということが分かります。そのがんの発生の原因の約7割が、食生活やたばこ、これについては正しい知識をつけていくという先ほどの報告がありましたが、酒とたばこ、正しい知識をつけても、やめられない人はやめられないという感じで、色んな方々から話を聞いております。自分は絶対がんにならないんだと頭から思っている方が、意外と発見されると末期であったということもありますので、今後、野菜を中心にした食事や禁煙がどうしてもがんにいいんだよということを教えていくためには、どのような対策を再度考えていかなければいけないと思いますが、どのような対策を持っているかお知らせください。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 先ほど答弁した中にもあるわけですが、各地区に設置しております食生活改善推進員と連携しながら、減塩運動、あるいは幼いころからの望ましい食習慣を身につけるための食育教育、そういうものを実施しながら、やはりこれは御本人の意識改革といいますか、そういうところに訴えていく、継続的に訴えていく、それに尽きると思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） どんなことをしても検診に行かない方がたくさんおります。これは秋田県内でもかなりそういう方がいるということで、テレビ、ラジオ等で、早期発見ががんを直す一番の発見だということを何度も言っております。しかし、いまだかつて秋田県の方々、恐らくにかほ市の方々もそうですが、検診に行きません。その行かない方は、どうしても検診料が高い、何とか無料にできないかという意見がたくさんありました。これについてはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 検診料が高いからなかなか検診受診できないというのも分かりますけれども、基本的に自分の健康は自分で守るということだと思っております。やはり普段からそういう健康づくり、食生活に十分注意して生活をしていただく。その中で、自分を大事にするのであれば、やはり検診を受けに行く、それが自分の健康の基本であると思っております。助成があるから行くとか行かないとか、そういうものではないというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） がんの検診に行きたいけども、やはりお金が高いので行けないと。そこで先ほどお話しした中で無料にできないかということは出てませんでした。無料にさせていただけないかという意見がありました。それに再度質問しますが、お願いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほども担当の部長、お答えをしておりますが、やはり自分の健康は自分で守ることが基本だと思います。生活保護世帯、あるいは非課税の世帯については無料でやっておりますし、また、クーポンもあるわけでありますので、改めて助成制度をしていくという考え方は今は持っておりません。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） それでは、別の方から質問いたします。

自分の家系は、がん系ではないと。過去、がんで亡くなった方が一人もいない。だから自分は、がんにならない。検診にも行かない。そういう方がおりますが、そういう方の指導はどのように行っているのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 確かに自分の父、あるいは祖父等ががんにかかっていたら、それなりに自分もそういう遺伝子を持っているのかなということで注意するというところもあるんですけど、過去にそういう家系の人がいないということで、自分が行かないということではなくて、やはり市長も申し上げましたとおり、健康は自分で気をつけなければ維持できないというところで、そのところを今後色々な場面を捉えて訴えていくしかないというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） これは誰もが分かっていることなんですけど、自分で自分の体を守らなきゃいけないと思ってます。しかし、秋田県内では、それが分かっているのがんが多い。これは、自分で分かっても検診に行かない方が多いからです。今現在お医者さんに来る方、大体末期が多いです。症状が現れて治療に行くと、ほとんど末期。ですから、早期治療のためには早期発見、そのためがん検診を受けてくださいと皆さんに報告してます。私も前から聞いてました。しかし、やはり行かない。仕事が忙しくて検診に行けないとか、様々理由をつけて行きません。そういう方をどうやって治療に行ってもらおうかというのも大きな課題だと思いますが、その辺についてはどう考えているか教えてください。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど来何回も申し上げておりますが、自分の健康は自分で守ると。色々な理屈をつけて行かないというのにね、幾ら行政が啓発活動やっても、これは行かないと思います。だからそこを何とかせと言われてもね、何ともしようがないです、はっきり言って。ですから、やはり我々はやはり啓発活動をこれからも継続して行って、やはり自身で自分の健康を守るという形の取り組みをしてほしい、これは市民に対するお願いだと私は思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 先ほど部長が、コール・リコール運動って言いましたか。その運動で八百数十人の方に連絡したら、92名の11.3%の方が初めて検診を受けてくれたと。これなんかは一つのすごい前向きなやり方だと私は思います。だから、こういうことをもっともっとう進めていくというような答えが私は正しいことだと思っていましたが、自分のことは自分で守るというのは分かっていますが、それが分からないから秋田県内はこんなにがんが多いんだと思います。ですから、こ

ういうふうな進め方、もしくは、また別の進め方があると思いますが、そのような進め方を作って
いって、この秋田県内、にかほ市も含めて、がんの死亡率を下げることが大切だと思いますが、
いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） コール・リコールについては、今年度からの事業でした。さっき部長もお話のように、直接本人に電話しても11%そこそこしか受診しないのです。幾らやっても。ですからね、これはね、なかなか難しい、本当に。行政が対応するには。電話かけて、本人にかけて、受診してくださいってこちらの方でお願いしても、受けてるのは11%そこそこです。ですから、やはり継続して、こういう取り組みもさらにいいものがあればこれから取り組んでいきますけども、やはり啓発活動をして自身が受診をするという形の強化、これに尽きるのではないかなと私は思っています。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 市長は11%と今言いましたが、私はそれで結構だと思っています。これが継続することによって恐らく増えていくと思いますので、継続をよろしくお願ひしたいと思っています。

それと、私は1回目ですと46人の初めての検診者が増えたと、行ったと。これが次回はまた増えてくれればいい、そういう考えを持っていますので、私は一步一步進めていくことが大切だと思っていますので、このような運動を続けてほしいと思っています。

次に、食道がんについて、県民病の一つと冒頭にお話をいたしました。お酒が入ると顔が赤くなる人は、食道がんになるリスクが急増すると言われていています。注意は酒とたばこです。お酒が余り強くない遺伝子を持った人のコップ一杯のビールは、50杯から200杯のビールに相当しますと言われてます。この遺伝子だけで食道がん発症リスクは4倍、お酒が入れば40倍、さらに、たばこが加わると300倍になると言われています。この方々が大変食道がんになりやすいと言われております。飲酒量を抑えてくださいとは言にくいと思いますが、1年に1回の胃カメラ検診を受けることとは言えると思いますが、この方々にそういうような勧め方はいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 胃がん患者に対して生活指導を行ってますかという御質問でございますよね。食道がん——1の。まあ私はね、色々な数字を並べましたけども、お医者さんでないのでよく分かりません、はっきり言って。そのデータがどういうとっから出てきてるデータなのか、顔が赤くなれば、酒を飲んで赤くなれば食道がんになる確率が高いとかね、そういうやつは私一度も聞いたことがありません。ですからね、ちょっとね、そういう形の質問じゃなくってしてほしいなという、思いますね、その酒をやめるとかね、それはね、ちょっと違うんじゃないかな、この一般質問の中では。そのことについては、先ほど来申し上げておりますけれども、適度のお酒にしてみると、それは当然の話でありまして、補足については担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 私も食道がんになりやすいタイプの間でございまして、やはり、酒でもそうです、食べ物でもそうです、過ぎたるは猶及ばざるが如しというぐらい、やはり適量が

健康を維持する上で大切であるというところを、市民一人一人がやはり認識して生活していただきたいというふうに思っております。いずれにしても、継続して健康意識を啓発していきたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 食道がんで顔が赤くなるのは一般質問でないと。これ、食道がんの方が顔が赤くなる方が、酒で顔が赤くなる方というのは、もう大分前から発表されています。市長の勉強不足だと思ってます。これは大学の病院でも言ってるし、新聞等にもかなり出てます。報道されています。ですから、実は私も若いときに酒飲んだとき、顔が赤くなってました。そういうこともありましたので……

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員、質問に集中をお願いいたします。

●11番（佐々木平嗣君） はい、分かりました。すいません。というわけで、先ほどの酒飲んで顔が赤くなる方は、やはり飲んだときにでも一言注意するような、まちの作り方があってもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今の質問についてはお答えしかねます、本当に。やるんだとすれば、どうぞ佐々木さんから積極的にそういう場でやってほしいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 早期発見、早期治療が重要と、よく言われています。検診を受けた方に特典なども考えてもよいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 通告外とみなします。通告に沿った質問をお願いします。

●11番（佐々木平嗣君） はい、分かりました。それでは質問を変えます。

2番の、がん患者に対しての生活指導は行っていますか。

①通院に対してのサポートはどのように行っていますか。

がん治療は長期になりますが、治療のためにかかる費用に対しての助成金がありましたら教えてください。なかったら今後の計画を教えてください。

2の2番、家族にがん患者になった方がいたときの指導は行っていますか。

がん患者の身体病状の軽減のために、家族も含む、精神面の不安を取り除くための指導などは行っていますか。

3番、緩和治療を受けることができますか。

外来緩和ケア、在宅緩和ケアも含めて、環境の整備やどのような施策を進めているのか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） (2)の、がん患者に対して生活指導はどのようなことを行っているのかという御質問でございますが、現状の取り組み状況について担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、①の通院に対してのサポートはどのように行っていますか。

か、それと、治療費用に対しての助成金と、ない場合の今後の計画についてという質問にお答えいたします。

医療費の自己負担額が高額となったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は年齢や所得によっても異なるわけですが、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、この認定証を医療機関の窓口で提示することによりまして、窓口での支払いが限度額となります。この限度額は、がん治療にかかる医療費についても適用されますので、治療費に対する助成金制度は現在ございません。今のところ助成の予定もございません。

それから、二つ目の家族にがん患者になった方がいたときの指導は行っていますかという御質問です。

現在、御質問にあるような指導は市では行っておりませんが、がん患者本人、あるいは家族から相談があった場合、個別に必要な情報を提供することや、ケースにもよりますが支援は可能と考えております。

なお、本荘仁賀保医療圏では、由利組合総合病院が質の高い医療を提供する地域がん診療連携拠点病院として指定を受けております。がんの診療だけではなく、がん相談支援センターを充実させ、看護師やケースワーカー等が患者や家族、地域の方を対象に、抱えている様々な疑問や悩みに答え、安心を確保するために相談を受けております。また、情報提供もこのセンターでは積極的に行っております。さらには、患者や家族が集い、心の悩みや体験等を素直に語り合うことにより、不安や孤立感の解消につながる、がんサロンも開設しております。市民の皆さんから相談があった場合には、こうした専門機関につなげながら対応可能な支援をしてまいりたいと考えております。

三つ目の緩和治療を受けることができますかという御質問についてですが、県では、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対する全人的なケアを診断日から提示し、確実に緩和ケアを受けられるよう、がん治療に緩和ケアを組み入れた診療体制の強化を推進しております。また、拠点病院を中心に医師や薬剤師、専門看護師を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図るとともに、緩和ケアに対するアクセスを改善し、いつでも適切に相談や支援を受けられる体制づくりを推進しております。さらには、患者が地域においてスムーズに緩和ケアを受けられるよう、在宅緩和ケアを提供できる医療機関との連携体制を整備することとしております。

また、入院医療機関においては、在宅療養を希望する患者に対し、患者とその家族に十分説明した上で、円滑に切れ目なく在宅医療、介護サービスへ移行できるよう、今後も地域において関係者が連携し取り組んでいく必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 通院に対してですが、通院する患者、治療する場所が秋田市の場合、にかほ市は、小砂川、上浜、象潟、金浦、仁賀保駅から秋田駅に向かいます。そして、時間帯によってはバスがありますが、時間帯がずれてしまうとタクシーで病院まで行かなければいけません。そして、タクシーで行って治療を受けて帰って、また同じルートで帰ってきますと、交通費だけで5,000円以上かかります。そのほかに医療費が当然かかるわけですが、国民年金をいただいている方、

大変な負担になっております。それについて、通院に対しての助成は考えてないでしょうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 通院に対してということですが、医療費も含めてお話しさせていただきます。

限度額適用してもなお費用負担がなかなか難しい。生活の維持が厳しい状況に至る世帯の方もいらっしゃると思います。そうした場合は、残念ながら支援する手立てとしましては、別の角度からの支援しか今のところはありません。要するに生活保護、医療費だけの給付になりますけれども、その部分を生活保護の適用を受けて、もちろん資産とかそういう調査はします。した上で該当になるというのであれば、医療費の扶助だけを受けるということも可能です。そういった別の角度からの支援を考えていきたいというふうに思います。

高額療養費といえども、やはり保険適用になる先進医療であればいいんですけども、高額療養費の対象にならない先進医療を受けている方も多分いらっしゃるのかなというふうに考えます。そうした場合、それに対する助成となりますと、やはりなじまないのかなというふうに考えるところでございます。その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 今のちょっと説明は分かりません。というのは、高額限度額となると、かなりの病気になった方が高額限度額を対象になっていますが、通院する場合は特に高額限度額が必要になる方はそんなに多いわけではないと思います。ですから、月に2回秋田まで通う方々は、5,000円が1万円になってきます。そういう方々に対しての補助を考えているのかということで質問いたします。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 現段階では通院に対する補助、助成は考えておりません。それで、ここから秋田までの通院ということですが、もし可能であれば、秋田ではなくてもっと近くの病院に、紹介を受けながら医療機関を変えていただくというのも一つの手ではないかなというふうに思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） がんの手術を受けた方、この方々は、意外と秋田市の病院が優先的なんです。というのは、組合病院の方に例えば、本荘市の病院に行った場合は、秋田で手術した方は受け付けないというところも多々あります。そういう意味で、どうしても秋田に通わなきゃいけないというのがかなりあります。そういう方の対処も今後考えてほしいと思っております。

それと、自分の家族ががんになったら、本当にがんなのか、また、がんの治療の分類様々ありますが、緩和治療、先ほどお話ししましたが緩和治療の一つとして、市内にはすばらしい温泉がたくさんあります。体験した例ですが、2年前に私のがんの手術を受けました。10時間かかったそうですが、私は何も知りませんでした。体が傷だらけでした。平成24年12月に退院した後に、毎日市内の温泉に通いました。初めのころは温泉に通っていた周りの方々が、この男、大丈夫なのかと見ていた

そうです。しかし丸2年たった今、本当にあのときの病人があなたですかというぐらい、このにかほ市の温泉に入って健康になったつもりです。

そこで、緩和治療の一つとして、がん患者ににかほ市の温泉割引券を発行してはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 通告外ですけれども、考え方だけ述べてください。市長。

●市長（横山忠長君） がんを患った方に無料の入浴券というお話であります。考え方様々だろうと思います。やはり私のがんになったということは、ほかの人に分かってほしくないというふうな人もいるでしょうし、ですからね、このあたりはやはり慎重に取り扱っていかなければならない。クーポンやった。そこで浴場で具合悪くなって、何かなったというときにね、そういう対応もやはり来るのは行政の責任になりますから、そういう部分も含めてね、慎重に検討してまいりたいと思ってます。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員、通告内の質問にお願いいたします。

●11番（佐々木平嗣君） 通告外の質問、もう一個してもよろしいでしょうか。

●議長（菊地衛君） いや、許可できません。

●11番（佐々木平嗣君） できませんか。関連があるんですが。

●議長（菊地衛君） あくまでも緩和治療という観点であれば結構です。

●議長（菊地衛君） いいですか。関連ありますのでお願いします。

六十数年前に島倉千代子さんが歌った象潟小唄に、最後の歌に「象潟湯の町 夢の里」と4番まで入ってます。昔からこの地域は温泉まちで、温泉の好きな方がたくさんいます。昨日いただいた資料の中の、はまなすとねむの丘の入浴者が年間26万人以上入ってます。この温泉を利用した商工会のイベント、ゆうゆうくじがとても評判が良く、買い物客に通年のイベントにしてほしいと。私が今言いたいのは、このにかほ市の温泉がすごく体にいいということが皆さん言うておりますので、こういうイベントを通してこの地域のお風呂にどんどん入っていただければ、健康になるような方々かなり増えてくると思いますが、これは答えなくて結構ですが、こういうふうな事業をやってほしいと思っています。すいませんでした。

それでは、次に入らせていただきます。

大きな質問の2番にいたします。新規起業家に対して。

にかほ市の応援はどうなっていますか。

①新しく会社を、もしくは事業を行う方に窓口はありますか。

新規事業に参加したいが、どこに行ったら指導していただけるか。アイデアはあるが、協力者がいない。どうしたらよいか相談する窓口はありますか。産学官という言葉は聞きますが、どこにありますか。また、産学官だけの協力では経営はできません。産学官に金融をつけていただきたい。産学官金の構想はありませんか。

②助成金制度はどうなっていますか。

現在、新規起業家に150万円の無利息融資金があります。職種や規模によっては金額を考え直す予定はありませんか。新規起業家にとっては3年間が大変苦しいときだと思えます。人を雇用したら、

1年で人件費にかわってしまいます。雇用を条件に、まちづくりに参加する企業者を応援することを考えていませんか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 新規起業者に対する支援ということでの御質問でございますが、できればですね、色々調査をしていただいて、こういう制度があるけれども、これはだからこういう形ではどうですかという質問であればいいんですけども、これは一般的なことを尋ねてるだけです。それからね、例えば起業者がね、150万円で起業なんかできませんよ、はっきり言って。ですからやはり自前の資金も持って、なおさら少ない、不足だという部分をこの150万円で対応していただきたいという思いでつくった制度ですので、このあたりは御理解をいただきたい。いずれにしても御質問に対しては、詳細について担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） そうすれば、御質問にお答えをいたします。

新規起業者に対する市の応援、それから窓口はありますかという御質問でございますけれども、新しい事業を始めたい、あるいは独立をして開業したいというふうな新規起業を考える方の身近な相談窓口となっているのは、最寄りの金融機関、あるいは商工会本支所、それから市役所の商工課になります。そして受けた相談につきましては、計画の内容や事業規模などを吟味いたしまして、融資制度や助成制度、あるいは事業化に向けた技術開発など、どのような支援が必要とされているのかを一緒になって協議をし、見定めていくこととなります。その上で、にかほ市以外の県や国の支援制度を活用することが必要だという場合などは、市が関係機関との橋渡しを行うなどによりまして、一緒になって取り組んでいくこととなります。また、新規起業に対しましては、企業経営など経験豊富な専門家によるサポートを必要とするような場合は、あきた企業活性化センターが窓口となっております。創業ベンチャー支援の一環として企業の設立準備に関する相談を受け付けてございますので、これらの制度の活用を進めるために、また商工課が一緒になってサポートをしていくというふうな仕組みとなっております。

産学官連携でございますけれども、民間企業、大学などの教育研究機関、それから地方公共団体などが、新技術の開発研究や、あるいは新たな事業創出を目的に連携をし、共同で事業化に取り組むことを言いますが、本荘由利地域では秋田県立大学を拠点にした本荘由利産学共同研究センターがございます。当地域における創業支援、管内企業との産学連携の推進を図っておる機関でございます。また、秋田大学を拠点にいたしまして秋田産学官共同研究拠点センターが窓口となりまして、共同研究開発等の活動をも推進しております。市では、にかほ市産学共同研究開発助成金制度を本年中に整備いたしまして、地域の企業の技術、情報の高度化の推進、共同研究を支援し、産学官連携の促進を図っているところでございます。

産学官金連携につきましては、金融機関が専門の部署を設けまして、地域活性化事業にも積極的に参画をしてきておりますので、操業時における産学官金の連携を視野に入れまして、金融機関との連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、助成制度についてでございますが、御質問の起業家に資金の一部を無利子で貸し付けている、にかほ市開業及び開店起業家資金貸し付け制度は、事務所の開設や準備資金など、開業時における小口の融資として150万円を限度に貸し付けるものでございますが、小規模な創業を対象とした制度でございまして、市ではそのような位置づけをしております。このことから、職種や計画規模によりまして、にかほ市工業振興条例に基づく支援策、あるいは国や県の各種支援制度などを、ほかの制度を活用を考えていくこととなりますので、現時点で開業開店起業家資金の限度額の見直しについては現行のままでよろしいかと考えております。

もとより市といたしましても、雇用や地域経済を支えている市内商工業に対しましては、まちづくりのもとになるものとして認識しておりまして、その時々々の経済情勢やニーズに応じた各種支援を講じてまいってきておりますので、新規起業家への応援につきましてもケース・バイ・ケースで具体的な対応をしてみたい、このように考えております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 新しく企業を興す方で、何も分からない方がいるわけです。その人たちのために何かしてあげたいという気持ちで、この質問をしているわけですが、アイディアはある、仕事もやる気がある、しかしお金がない。この方々のために、じゃあどこに行けばいいの。これは私たちは分かってます。商工会に行けば分かる。銀行に行ける。しかし、銀行も取引がなかった。商工会も分からない。そういう方々は、じゃあどこに行けばいいのかという私の質問ですが、そういう方々にやはり、市に相談に来てくださいということがあってもいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（雇用対策政策監）（佐々木敏春君） おっしゃるとおりでございまして、市の商工課の方に来ていただければ懇切に説明をしながら、また一緒になって色々考えてまいりたい、このように考えています。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 今の答弁のとおり、そのことを広報等や、またはそういうふうな連絡を取れる場所を示してほしいというのが私の質問ですので、今後それをどういうふうに説明するかという答えを出していただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今、担当部長がお話したことは、PRはしていきますけれどもね、やはり我々のお金というのは税金です。市民のお金です。ですから、それは返してもらうのが当然の話ですが、150万円の段階でも新規起業して、本人が払えなくて保証人が払ってる事例も、幾つかの実例もあるわけです。ですから、こういうことはね、よく検討してですね、額についてはそういう大きな額はできないでしょうし、そしてまたやはりね、金融機関、基本的には貸していただくことが基本ではないかなと思います。その上で市ができる個別のものについては、150万円の適用を担当課が相談に乗りますけれども、そういう形のもはこれからもPRをしてみたい。色んな、工業

振興会とか色々なところでも市の制度のことを説明しておりますが、引き続き広報等でも150万円の融資についてはPRしていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木平嗣議員。

●11番（佐々木平嗣君） 大変ありがとうございました。今後ともそのような若い方々に窓口を広げていただきたいと思います。

以上で終わります。

●議長（菊地衛君） これで11番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

所用のため10分間休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時58分 休 憩

午後2時09分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

5番奥山収三議員の一般質問を許します。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 私からは、二つの大きな項目について質問いたしたいと思っております。一括質問で行いたいと思っておりますので、答弁の方、簡潔にお願いします。

まず一つ目、日東道の象潟インターチェンジ、ICって書いてますけども、インターチェンジ付近にサービスエリアまたは休憩施設等の設置の要望について、という題で質問します。

現在、日東道は象潟一金浦間が来年度中に開通する予定です。さらに、やがては象潟―遊佐間も工事が着手されると思っておりますが、観光立市を掲げているにかほ市においてとても望ましいことと思っております。

11月26日のにかほ市観光拠点センター（仮称）の説明会でもありましたが、日東道が象潟・遊佐間も開通した場合には、単なる通過点にならないようにしなければいけません。その折の、ある議員の質問に対して、国土交通省に看板設置するということも要望として考えていきたいというようなことも答弁されております。あらゆる手段を用いて、象潟インターチェンジまたは金浦インターチェンジで降りてもらって、ねむの丘やにかほ市の観光地に寄ってもらうことを考えなくてはなりません。幸い新潟―秋田間には、現在、サービスエリアや休憩施設もなくとは言っておりますけども、書いてしまいましたけども、西目に1ヵ所トイレがございます。この機会を逃すことなく、にかほ市の活性化のためにも、日東道の象潟インターチェンジ付近で九十九島や鳥海山、または日本海等を望めるような場所に、サービスエリアもしくは休憩施設を設けることにより、その施設を利用する方々が景色を見て、「是非寄ってみたい」と思ってもらえるようにする工夫が必要だと思っております。その上で、下記につき質問します。

にかほ市で国土交通省に、象潟インターチェンジ付近にサービスエリアもしくは休憩施設の設置

要望をすることを考えていないか、伺います。

次、二つ目の大きな項目で質問します。避難場所及び階段等の街灯設置について伺います。

私ども議員の研修視察で、10月9日から11日にかけて大洗町と松島町に行ってきました。大洗町は、東日本大震災からの復興事業計画の中に「避難誘導路街路灯整備事業」があり、夜間に災害が発生し町内全域が停電した場合でも、ソーラー蓄電池式の街灯を整備し、住民等を安全かつ確実に避難されるようにしております。

にかほ市では避難場所が大分整備され、それなりの評価はいたしておりますが、津波対策として当然ながら標高の高い場所を選定するわけですので、必然的に避難場所は階段または坂道が多くなります。そのようなことを踏まえ、質問いたします。

避難場所及び階段部分だけでも、夜間に発生した災害により停電した場合を想定し、ソーラー蓄電池式の街灯を設置されたらどうか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山収三議員の御質問にお答えをいたします。

日東道の象潟IC付近またはサービスエリア、または休憩施設設置の要望についての御質問でございますけれども、基本的に無料区間のところでは休憩施設、そういうものは今の法律の中ではつくれないような状態になっています。トイレは別ですよ、駐車場とトイレは別ですけども、例えば売店とか観光情報センター的なものを国がつくるという形は、今の状況ではできない状態になります。したがって、長年にわたりましてそうした法律的な改正も含めて国・県に要望してまいりました。当然、先ほどお話がありましたように来年度中には象潟インターまで開通予定ですが、例えば御質問のようなサービスエリア、あるいはパーキングエリアを整備するとなれば、象潟インター以南となりますけれども、道路的な構造、道路構造的なものもあつてどこでもそういうものが設置できるという場合ではありません。当然設置する場合は、道路構造的にも場所を選ばなければなりません。

そこで、今年の4月の2日に国土交通省にて行われた社会資本整備審議会の第15回道路分科会で、無料の高速道路間であっても休憩サービスを提供できないか、提供することがいいのではないかと、いうふうな議論をしておりますけれども、まだこれは決定されておられません。したがって、こういう形のものが今の形と変わらないとすれば、例えばトイレと駐車場をつくってもらって、その背後の地に市が用地を取得してそういう小規模でも物販施設の整備をしていくという形はとれるかと思いますが、こういう話をしますと国土交通省の方では、やはり道の駅として指定しなければ無理です。今、道の駅ありますけれどもね。そういう制約もあるようです。ですから、私どもは秋田河川国道事務所の方にも、この先ほど申し上げました道路分科会で話し合われたことが実現なることを前提として、何とかつくってくれと、これは今でも、この前の調整会議でも幹部の方にお話をさせていただきましたし、これまで、国、国土交通省本所、あるいはその出先の地方建設局、こうしたところにも活字で、そういうサービスエリアの設置をしていただきたいということは要望を出しているところでございます。

次の質問について、避難場所の街灯については担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、私からは二つ目の避難場所及び階段等の街灯設置についてでありますけれども、平成24年度から実施している水産省の補助事業、漁港漁村活性化対策事業を活用いたしまして津波避難の整備事業を行っておりますけれども、その整備と合わせまして14基のソーラーまたはハイブリット照明灯を設置をしております。また、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業、これは市有の公有財産といいますか、それに限るわけでありませけれども、市内の公共施設に33基設置をしております。今年度工事中の34基と合わせまして67基の設置ということになりますので、合わせますと合計81基のソーラー照明灯が停電時でも点灯するというようなこととなります。整備が終了した避難路の管理を自治会等をお願いをしているわけでございますけれども、そういった自治会や自主防災会から追加または新設の要望も出ておりますので、今後、現地調査を行いながら、必要な箇所についてはそういったところを見極めまして検討していくというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 今の市長の答弁では、インターチェンジ類は無料区間にはできないんだ。これは我々も9月議会ですとか、視察、現場踏査したときに担当の方から、国土交通省の方からそういう話も聞いております。ましてサービスエリアに関しては、考えてはいないというようなことも担当の方からは話はされているんですが、私が先ほど言ったこの休憩施設っていう中には、今市長がおっしゃったようにトイレを主体にしたこと、例えば西目の休憩施設というかトイレですか、ああいうことを含めて質問の中に入れたわけですけども、いずれにせよ先ほどの答弁では、今色んな改正を含めて要望しているところだということをおっしゃってましたんで、まずいずれにせよ、とにかくここに、この近辺にできるように努力していただきたい。これなぜこういうことを言うかといいますと、これ山形でもですね、どうもそういう動きがあるらしくてですね、山形の方は非常にそういうことでは行動が早いというようなことも聞いておりますし、ともすれば象潟一遊佐間ができた場合には、遊佐の方に持っていかれるのではないかと、そういう懸念する方もおりますので極力行動は早くとっていただいて、要望を強く、たゆむことなく要望していただきたいと思っております。

それと、先ほど2番目の件について、階段についての街灯についてなんですけども、例えば、確かに平沢のどこでしょう、三ツ森ですか、あそこのところには要所要所にソーラーの照明もあります。ところが金浦のぼんつくり山というんですかね、あそこの避難所にはですね、上にこそあるんですが、階段には何もない。非常に上がっていくのに危ないのではないかと。しかも、ずっと、一部階段ですぐ坂道になって、またちょっと行ったら階段になってるというようなそういう中で、上からの光は多分届かないのではないかなというような、夜間になった場合ですね、そういう場所がままだ見受けられますし、また、象潟の熊野神社ですか、あそこも非常に立派な階段はできたんですけども、周囲には、まあ街灯こそ、バス通りの街灯こそあれ、上の方にも避難場所そのものにも街灯もないですし、照明もないですし、それから階段部分にもないんですね、是非そういうところをで

すね、もう一度、先ほどの答弁では色んな自治会からの要望もあるというような話されてましたけれども、要望があるのであれば極力早くやっていただきたいと。しかも、私が先ほど言ったです、ソーラー蓄電池式の街灯、今現在、答弁では合計81基ですか、設置されてるとは、そういうお話でしたけれども、蓄電池式なのか、もしくはどうなのか、それはちょっと確認してませんが、大洗町の場合は5日間、まあこれ、こういうことはめったにないとは思いますが、5日間、光がささなくても持つんだそうです。ですから、そういうようなものを是非検討していただいて早急に設置していただきたいと思いますので、その点、最後にもう一言ちょっとその決意のほどをお聞きしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 日東道のパーキングエリア、これについては先ほど遊佐町の話もありましたけれども、遊佐町は今の道の駅鳥海「ふらっと」を縮小して大規模なやつを計画しています。それは本線につくるんじゃなくて、インターから降りたところの345という国道あります。あれとインターから降りてくるところに、そういう道の駅をつくりたいという構想、これは大規模なものです。そういう形を持っています。

ただ、今うちの方で象潟IC以南につくる場合は、片側しかできないと思います。要するに下り車線の方につけていただくと。上りじゃなくて下り車線の方に。ですから、先ほど申し上げた社会資本整備審議会の分科会で話し合われたことが実現しない場合、実現しない場合であっても、何とかトイレと駐車場は国土交通省につくっていただいて、そして不足分の駐車場、あるいは物販、あるいは観光情報、そういう機能は市で整備する以外にありませんので、このあたりを見極めながら要望活動を展開してまいりたいと思っています。

後で照明のことについては担当部長からもお話ししますが、当然避難所の街灯がつくような形になれば、避難、それまでの経路はほとんど停電というふうな考え方を持たなければなりません。ですから避難する市民の皆様方は、やはり一人一人避難する場合の心がけとして、やはり懐中電灯や、あるいはラジオなど、そうしたものを持っていく心構え、これが私は大切だろうと思います。

不足の部分については、先ほど担当の部長がお答えしたように色々要望も出ていますので、そのあたりを検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 当方で取り扱っているソーラー、照明灯なんですけれども、こちら5日間持つというふうな仕様になっております。視察いただいたその大洗町の場合につきましても、あそこは被災地なので震災復興事業ということで相当大型の予算が取り込めたということで、一度にそういう事業ができたという話を私どもも伺っております。私どもはそういう被災地ではないので、既存の補助事業等を上手に活用しながら、必要なところに設置をしていきたいというふうに考えております。

また、個別に熊野神社の話もございましたけれども、あそこも検討している中に入っておりますが、場所をご覧いただければ分かるかと思いますが、避難場所につきましても樹木が生い茂っております、日が取り込めないというような状況がございます。そういった木々があつて風

力も難しいというようなことがあるので、途中の階段等への設置も含めて検討していきたいなど。そのぼんつくり山についても同様でございますが、今後現地調査を行った上で、設置可能かどうかも含め検討していきたいと考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 先ほど市長からの答弁、たとえ国土交通省の方がなかなかうまくいかなくても市の方で頑張ってみるというようなことも、非常に力強い答弁でしたので、是非それの方は前向きにお願いしたいと思います。

それと街灯の方も、確かに熊野神社は今お話しされてましたように樹木が茂ってます。それから、ちょっと地名忘れたんですけども、国道7号線沿いの平沢のちょうどカーブのとこの高台にある避難所、あそこも上がっていったカーブのところにはソーラーの照明、街灯があるんですけど、上の方には、避難所そのものには街灯なかったです。ただ、これも多分に私個人的に考えたのは、多分これ木が生い茂ってるのでソーラーは無理なんだろうなということで設置してないんだろうなとは思いましたけども、ただこれ考えようによっては、例えば照明する、明るい日の当たるところに設置して、その照明する、照らす方向を多少考えればいいのかなども思ったりはしてきたんですけども、先ほどの部長の答弁では、そういうことも踏まえて検討したいということでしたので、是非できるだけ早くやっていただくよう検討していただきたいと思いますので、これで私の質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

次に、15番佐々木春男議員の一般質問を許します。佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） 初めに、志半ばで逝去されました佐々木完さんに心から哀悼の意を表すものでございます。

それでは、「医療・介護総合法」について質問いたします。

6月に成立しました医療・介護総合法は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者追い出しをさらに強化するなど、公的介護・医療保障を土台から掘り崩すものであります。総合法は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移すとしております。今回の制度改編を全国一律の保険給付から市町村事業に変わることで、地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになると、サービスが向上するような説明ではありますが、自助・自立のための環境整備という言葉で説明しているように、要支援者には自立を促し、市町村には介護給付の抑制を図るよう要求するものであります。新総合事業の介護予防、生活支援事業には、既存の介護事業所による専門的サービスとボランティアなどによる多様なサービスが用意されることになっていますが、新規利用者には基本的に多様なサービスを割り振り、要介護を認定されにくいような窓口システムをつくり、適用者は目標・課題を持たされ、目標達成、状態改善と見なされると、単価の低いサービスへの転換やサービスの終了・卒業を求められ、一方、自治体には事業費に上限が設けられ、給付の抑制が迫られます。このまま実行されれば、介護サービスの量、質ともに低下させ、利用者の負担増加につながるものが心配されます。要支援サービスの自治体移行に、市の対応をお伺いいたします。

次に、今度の改定では、特養ホーム入所を原則介護3以上と入所を制限しております。その影響についてお伺いいたします。全国的には、52万の特養待機者のうち17万8,000人が要介護1・2と言われております。こうした方々は今までも後回しをされ、入所待ちをしていたのにもかかわらず、今度は入所の対象にすらなりません。特養入所を要介護3以上に限定したところで、特養の増設などの対策をとらない限り、介護難民の深刻な実態は改善されないし、ますます深刻にならざるを得なくなると思います。

お伺いいたします。現在の市内の特養ホームの待機者は何人でしょうか。そのうち要介護1・2の方は何人ですか。制限されますと入所中の1・2の方はどうなりますか、お伺いいたします。

次に、利用料の大幅引き上げについてお伺いいたします。

来年8月から利用料に初めて2割負担が導入されようとしております。負担増の対象となるのは所得160万円、年金収入280万円以上の層です。2割負担になるかどうかは、世帯ではなくて個人の収入で決まるということで、例えば夫の年金が280万円以上なら、妻が無収入でも夫の利用料は2割ということであります。利用料の引き上げは高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねません。にかほ市の介護サービス利用者は何人でしょうか。そのうち2割負担になる利用者数はどのくらいになるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、補足給付の縮小打ち切りによる影響についてお伺いいたします。

低所得者が介護施設を利用する場合に食費・居住費を軽減する、補足給付の縮小打ち切りも来年8月から実施されようとしております。入所者本人が低所得者でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合や預貯金が一定額を超える場合は、補足給付の対象外となります。そもそも補足給付は、それまで保険給付だった施設の食費・居住費を全額自己負担したときに、低所得者の負担の増加による対象を考慮してつくられたものです。これでは話が違うという声が出てくるのは当たり前であります。現在給付を受けている方は何人ですか。その方々の処遇はどうなりますか、お伺いいたします。

次に、米価暴落対策についてお伺いいたします。

出来秋を迎え、作柄はやや良いものの、農家の顔は晴れません。それは、本年度の仮渡金が、国の試算による1俵当たり、生産費平均で約1万6,000円を大きく下回る、ひとめぼれ1俵60キロ当たり8,000円という厳しいものだからです。それに加えて、直接支払交付金が10アール当たり7,500円と半減になり、円安誘導、消費税増税による資材価格の高騰により、たとえナラシ対策に加入していたとしても厳しいものに変りありません。このままでは農家をやめざるを得ない、農地を借りるにも借りられないなど、小規模農家のみならず市やJAが進めてきた集落営農や法人経営、認定農家も非常に厳しい局面にさらされているのが現状です。

この暴落の直接的な要因は、米の過剰在庫です。政府は、米価は市場で決まるものとして一切の対策をとっておりません。それは、環太平洋連携協定や豪州・EUとの交渉妥結をにらみ、より一層の大規模化、競争力強化を目指し、一定の淘汰を図り、企業が参入しやすい環境をつくる、そのように見えて仕方ありません。農業施設や環境の保全是、1人や2人でできるものではありません。規模の大きい農家も小さい農家も、専業農家も兼業農家も協力し合っ初めてできるものであり、

農村社会の構築も可能なものと思います。そのため、今一番求められているのは米価上乘せの支援であると考えます。市の考えをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたします。

要支援者向けサービスの市への移行についてでございます。

御承知のように、要支援者に対する介護予防給付の訪問介護と通所介護は、経過措置を経て平成29年度末までに地域支援事業によるサービス提供に完全移行することになります。これによりまして、要支援者自身が自分の能力に合わせて、既存の介護事業所に加え、住民ボランティアやNPO等の団体、それに民間企業等の多様なサービスの活用が可能となるわけでありまして。また先ほどの中で、介護度がいい方向に行っているという方はこれは当然喜ばしいことであって、2から1になって介護度がなくなるような形であれば一番いいわけですので、そうしたことにもやはり行政として取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

高齢者が住みなれた地域で生活していけるように地域包括ケアの一翼を担うふさわしい施設を備え、効率的に事業推進が図られるよう地域支援事業の基盤整備に努めてまいりたいと、そのように考えますので、御理解をいただきたいと思っております。いずれ国の方針に基づいてこれをやるわけでございますので、この点についても十分御配慮をいただきたいと思っております。

それから、米の米価の暴落対策についてでございますが、御指摘のように、ひとめぼれで8,000円、昨年から3,000円安くなったわけでありまして。このことについて、さきに質問された小川議員にもお答えをいたしておりますけれども、これからの対策としてナラシ対策はありますが、来年度以降については、今衆議院総選挙やっておりますけれどもね、その公約などを見ますと、収入を補償するセーフティーネット、こうしたことも取り組んでいかなければならないのではないかと議員の公約もございました。ただやはり、その収入を確保するというのもそうですが、これも小川議員にお答えしているように、やはり複合経営、これからの形ではどうしても米は余ってきます、消費されませんから。当然、作付面積の割り当ても少なくなるわけですので、やはりどう複合、収益性の高い作物などを導入して複合経営をやっていくか、こうしたことも課題でありますし、そうしたことに向けて国でも少し動きがあるようでございます。というのは、やはり効率化を図って生産コストを下げていきたいと思いますということで、例えば直播機や農業機械の共同利用、こうしたことを進める農家に対して支援をしていきたいというふうなことが今話し合われているようでございます。

いずれにしましても、市としては、やる気のある農業者に対しては重点的に予算を配分したいと考えておりますし、具体的には平成26年度予算で計上しました水稻直播水田拡大事業や、モミガラ殻補助暗渠などのハード面、あるいは集落営農法人支援事業などのソフト面の事業継続とともに、今具体的に動いているのは畑地区の基盤整備、これも何とか実現をしたいと思っております。それと同時に、担い手の掘り起こし、これにもこれまで以上に力を入れていきたいと思っております。したがって、今申し上げたことが長期的な点から米価の下落対策になるのではないかなというふうな考えております。

御質問のように、米価に対して市が助成をするということは今考えておりませんが、御承知のようにJAの融資制度、あるいは県の融資制度については、利子補給と、それから補償料の補助、これについては市で対応しておりますので、何とか御理解をいただきたい、そのように思います。

ただね、私はいつも、この前の県の知事との懇談会でも話しましたけれども、やはり転作の面積が拡大していくのだとすれば、飼料米をちゃんと受けるような対策を国に要請してほしいと、飼料米。これ飼料米をやれば、そんなに主食米と生産するときに作業は変わりありませんので、この飼料米、今、飼料米作っても受け手がないのです。はっきり言って。倉庫もありませんし。ですからね、このあたりを国に強く要請してほしいというふうなことも、この前の知事の懇談会でも私申し上げましたが、こうしたことを一つ一つ取り組みをしながら、何とか農家支援を行ってまいりたいと思います。この厳しい状況を農家の皆さんが乗り越えていただきたいな、そのように思うところでございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 私の方からは、1番の医療・介護総合法についての(2)、(3)、(4)についてお答えをさせていただきます。

初めに、(2)の①現在の特別養護老人ホームの待機者数でございますが、先月11月30日現在で175人となっております。

次に、②の、そのうち要介護1と2の人数でございますが、要介護1の方が20人、2の方が38人となっております。

三つ目の、制限されると入所中の介護1・2の方はどうなりますかという御質問です。

要介護1・2の方の特別養護老人ホームへの入所は、既に入所されている方を除き、基本的に新規入所の方が制限されることとなりますので、現在入所中の方については介護度による不利益は受けないと考えております。ただし、要介護1・2であっても認知症高齢者で常時見守りや介護が必要な方など、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められた場合は、特例的に入所が認められることになっております。

次に、(3)の介護サービス利用者数と利用料の2割負担になる利用者数でございます。

本市の介護サービス利用者数ですが、今年10月31日現在で1,315名となっております。そのうち利用料負担が2割になる年金収入280万円以上、合計所得160万円以上の利用者については、その他の合計所得金額を新たに税情報として提供を受ける必要がございます。保険者である広域市町村圏組合において現状のシステムでは把握が困難とのことでありましたので、この点につきましてはここで答えはできませんので、御理解をお願いいたします。

次に、(4)番の補足給付の縮小打ち切りによる影響についてお答えいたします。

①の現在給付を受けている方の人数ですが、市民税非課税世帯の入居者にあつては、申請に基づき、施設入所費用のうち食費及び入居費の負担を軽減する補足給付を行っております。本市でこの補足給付を受けている認定者数は、今年10月31日現在で427人となっております。

次に、②のその方々の処遇についてでございますが、今後の認定者も含め、預貯金が単身で1,000万円以上、夫婦世帯で2,000万円以上有する場合は、平成27年8月1日から補足給付を受けられなく

なります。現段階では該当する人数は不明ですが、補足給付の対象外となった場合は食費と居住費が全額自己負担となり、預貯金が基準額を下回った場合は申し出により再度補足給付を受給できませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） この新総合事業の狙いは、一つは先ほど市長もおっしゃってありましたように、ボランティアなどを使って、言葉は悪いですが安上がりのサービスに変えると。そして安上がりのサービスを利用させて、介護認定を減らす。サービス打ち切りなので介護保険から外すことであります。そして、これらの判断は市になります。まさにサービス切り捨てか、高齢者の家族の暮らしと権利を守るかが問われます。先ほどの説明にもありましたように、人数にもありましたように、多くの方々がこの対象になります。そして事業費に上限を設けて、それを超えても国庫補助がないとすれば、市の持ち出しになります。そうなれば市としても給付の抑制策を総動員せざるを得なくなるのではないのでしょうか。利用者の2割負担や補足給付の縮小は、施設利用者とその配偶者の生活に負担がかかり、退所せざるを得ない方々が出てくる事態を生みかねません。政府の先進的な事例として紹介している自治体では、自分が市に紹介したほとんどの方が介護申請に1回で認定された方はいない。また、職員から断られた、窓口で断られた、それが1人や2人ではない。申請が厳しい。それから、介護保険の適用にならないと判断された方を見たヘルパーから、他の自治体では介護保険の適用でサービスを受けられているなどの事例もあるようです。これは政府の先進的な事例として紹介されている自治体であります。その中での市民の声であります。

高齢者のピークに備えるというのであれば、公的保険による介護や医療の抑制じゃなくて、充実こそ進むべき道であると思います。保険料の高騰を抑えながら介護を提供し、持続可能な制度にするには、国庫負担割合を大幅に上げることが不可欠です。本市においては、このサービスの切り捨てにつながるこの事業の実施を17年までの事業開始でもよいところもありますので、この事業の実施を先延ばしして、その間、サービスの切り捨て、そういうものに十分注意を払いながら、研究して、あるいはとても、調査の中には結構な数の、ある調査では間に合わない、とても財政的に容易でないと、そういう答えを出してる自治体もかなりの率で出しております。そういう自治体との共同で、この事業の中止撤回を求めていくことも必要なことなんではないのでしょうか。一つは事業の実施を先延ばしする、あるいは中止撤回を求めていく、そういうことも必要なのではないかと思います。

それから米価についてですが、農業についてですが、価格対策については、アメリカ政府は主な農産物に価格が暴落した場合に生産費との差額を補填する制度を設けているようですが、この手厚い保護があるからこそ、アメリカ農産物に競争力が生まれ、外国に輸出できるのだという見方をする方もおられます。また、EUでは農家の所得補償としての側面は薄れ、少しずつ変化し、環境や社会に対するいわゆる多面的機能を重視した貢献への対価としての支払いに至っているようです。日本の価格は市場任せ、直接支払いの額を減額するという今の方向とは全く違うようです。また、より一層の規模拡大といったところで、経営規模ではアメリカは日本の75倍、オーストラリ

アは1309倍、EUの主要国との比較でも20倍以上の開きがあるとされております。規模拡大へ競争するという考え方はコストの面から比較しても大きな開きがあり、現実的でないと考えてよいと思います。規模の小さい農家も大きい農家も共同して、地域の施設の保全管理をし、様々な地域の問題を話し合い、解決し、伝統文化を継承していける農村社会の構築こそ、農政に求められていると思います。国の農政から農家を守り、明日への農業・農村につなげるためにも、価格の援助が求められているのではないのでしょうか。また、農業に対する市の様々な援助が施されていることは理解しているつもりであります。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 医療・介護綜合法、これについて色々お話がございました。まずはやってみよう。まずはやってみて、その上で課題をやはり国の方に要望していくということが筋ではないかなというふうにして思っております。決まった話ですからね、法律が決まった話ですから、やはり基本としては、これまでのサービスを低下しない取り組みは当然行政としてやっていかなければなりません。その上で多少経費がかかるものは、かけていかなければならないと思います。それでも、これは一自治体で対応できるようなものではないという形になれば、やはり当然ながら市長会を通して国に強く要望していく以外にないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

色々諸外国の支援のあり方、御紹介ありました。現実的には直接支払いも今年から7,500円の半分になりました。だからといって、例えば今お話のように、県内ではある二つの自治体が500円と1,000円ですか、1俵当たり支援してますけども、それは支援としてありがたいと思います。ありがたいと思いますが、それは農業再生には私につながらないと思います。ですから、これからどういう形の中で農業再生をしていくのか、これに本当に力を出していかなければならない。だから私はね、そういう今の価格の500円、1,000円の話ではないと思っております。したがって、今の選挙の中で衆議院の公約の中で、収入のセーフティネットをつくるという公約もありますから、そういうことをやはり実現できるように政府与党に働きかけていかなければならない。これは当然、にかほ市だけでは当然できない話ですので、これまた市長会を通して国の方に要請してまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 1点だけ伺いたしますが、この医療・介護綜合法の事業の実施をやってから、色々こう研究しながら負担をかけないようにサービスの低下をしないようにやるというふうなお話を伺ったわけですが、実施は翌年度からすぐやるという、いつからやるとお考えでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 平成27年度からというのは、すぐというわけにはちょっといきません。今後さらに検討しながら、準備をしながら、それを見た上で時期が来れば実施したいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） これで15番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時02分 散 会
